

【参考】令和7年4月利用調整（1次） 募集人数

R6.9.1現在

	区分	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
旭が丘・多摩平・豊田・東豊田・東平山・西平山・神明	市立保	あさひがおか保育園	6	7	5	5	3	-	26	
		ひらやま保育園		10	2	4	1	-	17	
	私立保	あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	3	2	-	-	-	-	5	
		栄光豊田駅前保育園 ※		10	-				10	
		ひよこハウス多摩平	15	-	-	-	-	-	15	
		栄光多摩平の森保育園	10	12	-	-	-	-	22	
		栄光多摩平中央保育園	10	8	-	-	-	-	18	
		栄光たまだいら保育園		15	3	11	1	-	30	
		あおぞら多摩平保育園	7	5	2	6	11	11	42	
		わらべ日野市役所東保育園	15	11	1	1	-	-	28	
		芝原保育園	9	6	3	2	-	-	20	
		（仮称）わらべ豊田駅南口保育園 ※	6	9	9				24	
		豊田保育園		16	8	-	-	-	24	
		あおぞら東豊田保育園 ※	9	1	2				12	
	ひよこハウス豊田	12	3	3	-	-	-	18		
	こども園	日野・多摩平幼稚園				-	-	-	0	
小規模	たまだいら1.2 Smile House ※		6	-				6		
	ひのめばえ保育園 ※		9	1				10		
大坂上・新町・日野・日野本町・万願寺・栄町	市立保	おおくぼ保育園	6	8	4	3	-	-	21	
		しんさかした保育園	6	4	5	-	1	-	16	
	私立保	日野保育園	9	9	4	1	-	-	23	
		日野第二保育園	12	13	-	3	2	-	30	
		至誠第二保育園	12	3	7	5	-	-	27	
		よつぎ日野保育園	9	15	-	4	-	2	30	
		至誠あずま保育園	6	3	-	1	-	-	10	
		至誠ひの宿保育園	9	13	2	1	-	-	25	
		しせい太陽の子保育園	6	4	1	1	-	-	12	
		日野駅前かわせみ保育園	12	2	1	-	-	-	15	
		至誠いしだ保育園	9	9	4	1	-	-	23	
		万願寺保育園	6	2	2	-	-	-	10	
		子どもの森あさかわ保育園	9	11	2	1	-	-	23	
		新井・高幡・程久保・三沢・百草	市立保	あらい保育園		8	4	3	5	3
たかはた台保育園				15	3	6	1	-	25	
みさわ保育園				15	3	-	3	-	21	
もぐさ台保育園	6			4	3	-	-	-	13	
私立保	むこうじま保育園		12	14	-	-	-	-	26	
	たかはた北保育園		10	5	7	1	-	-	23	
	日野わかば保育園		6	14	-	-	-	1	21	
こども園	百草台幼稚園					6	1	-	7	
小規模	マジオたんぼぼ保育園日野ルーム ※		9	1				10		
	平山・上田・南平	市立保	みなみだいら保育園		14	3	1	-	-	18
			栄光平山台保育園			1	1	-	-	2
		私立保	栄光保育園	13	5	-	-	-	-	18
			つくしんぼ保育園	12	4	2	-	-	-	18
			上田せせらぎ保育園	9	11	2	1	-	-	23
	小規模	栄光ひまわり保育園 ※	3	5	-				8	
ののはな保育園 ※			5	-				5		
	認可・小規模・こども園 合計		284	354	100	69	29	17	853	

※2歳児クラス卒園後の進級先については、P46を参照

目次

大切なお願い	3
0 前年度からの変更点・注意点について	4

給付認定と保育所等の利用について

1 保育施設について	6
2 教育・保育給付認定について	7

利用申込について

3 令和7年度保育施設利用申込受付期間	10
4 入所までの流れ	11
5 利用申込みについて	12
6 申込み上の注意	13～21
7 申込みに必要な書類	22～24

利用調整について

8 利用調整について	26～27
9 利用調整基準指数表	28～30

利用者負担額等について

10 利用者負担額（保育料）と給食費について	32～36
11 上乗せ徴収がある施設について	37

入所後の手続きについて

12 入所後の手続きについて	40～42
----------------	-------

保育施設について

13 保育時間と保育内容	44
14 市立保育所について	45
15 延長保育（時間外保育）について	45
16 給食について	45
17 途中卒園・進級について	46
18 認定こども園について	46～47
19 保育施設情報	48～65

認可外保育施設について

20 認可外保育施設について	68～70
----------------	-------

保育関連施設について

21 保育関連施設について	72～77
---------------	-------

大切なお願い

必ず申込みをされる前にご一読ください。

保育を行う上で配慮を必要とする方へ

お子さんの障がい、特性、発達の段階、疾病等、保育を行う上で配慮が必要な方は、入所申請の前に保育課入所担当へご相談ください。保育課では、ご家庭やお子さんの状況などを確認し、入所手続き等に関する相談・助言等を行っています。

保育を行う上で配慮を必要とする方の申込みについて

お子さんの障がいや特性、発達の段階、疾病等は個々に異なります。また、受け入れる施設の状況・受入基準はそれぞれ異なり、障がいや特性、発達の段階、疾病等によっては、受入れができない場合があります。

そのため、申込書を提出する前に、希望する施設にお子さんと一緒に見学・相談を済ませ、集団保育が可能であるかなどをご確認の上で申込みを行うようお願いします。

入所の内定が決まった後に、事前の見学・相談がないことを理由としたトラブルが発生するケースがありますので、必ず確認をお願いします。なお、見学・相談は、入所が決定したあとに、スムーズな受入れを行うためのものであり、入所を保証するものではありません。

受入れに関して各施設尽力しておりますが、入所が内定しても障がいや特性、発達の段階、疾病、クラスの状態、保育士の配置等様々な状況が整った状態での受入れ開始になりますので、やむを得ず受入れが困難となる場合や入所時期に遅れが生じる場合、保育時間が短くなる場合等があります。

なお、保育園では療育を行っていません。

お子さんを安全にお預かりするために、ご理解とご協力をお願いします。

医療的ケアを必要とするお子さんの申込みについて

医療的ケアを必要とするお子さんで、集団保育が可能である方が対象です。

申込みをお考えの際は、必ず事前かつ早めに保育課入所担当へお電話にてご連絡ください。その際、お話をお聴きする日程を調整します。園での医療的ケアが不要でも、見守りが必要な方（自宅で医療的ケアを受けている場合）も同様になります。

また、主治医が集団保育可能と判断した場合であっても、児童の状況や保育施設の体制により集団保育を行う安全確保が困難であると判断された場合には、入所の決定を延期・取り消す場合がありますので、ご了承ください。

食物アレルギーの対応について

保育施設では、食物アレルギーを持ったお子さんに対しては、「医師の診断に基づき」できる限りのアレルギー食品除去食の対応を行っています。お子さんのアレルギー状況、各施設のアレルギー対応はそれぞれ異なります。希望する施設の対応決定については事前に確認してください。なお、アレルゲンが多岐にわたり給食の範囲内で対応できない場合は、お弁当を持参していただく場合があります。

与薬について

与薬については原則、保育施設では行っておりません。ただし慢性疾患等で一部対応できる場合もありますので、与薬等につきましては申込書提出前に希望する施設へ対応のご相談を行い、確認してください。

0. 前年度からの変更点・注意点について

※しおりの内容については毎年更新があります。提出書類（P22～24）や利用調整指数表（P28～30）など、ご確認の上で申込みをお願いします。

【重要】令和7年度申込みより、提出書類・利用調整基準指数表が変更になりました

提出書類 保育の必要性が「労働」で、「自営業・内職」及び「自営業専従者」の方について、添付書類が変更になりました。（P22 参照）

基準指数 指数の見直し及び、調整指数表に項目を追加しました。（P28～30 参照）

(1) 令和6年5月以降の申込み受付締切日の変更について

例年、各月の申込み締切日を 15 日（土曜・日曜・祝日の場合は前開庁日）としていましたが、令和6年度から「10 日（土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）」に変更となりました。各月の利用調整に関わる変更書類も、10 日が提出期限となりますので、ご注意ください。なお、3 月のみ申込締切日が各月より早くなります。

各月の申込受付時期につきましては、P10 をご覧ください。なお、転所の申込みをされていない在園児の保護者の方で、家庭状況等が変更になった場合は、これまで通り「15 日（土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）」までにご提出ください（P40 参照）。

(2) 就労証明書への書式変更について

令和6年度保育施設利用申込より、労働状況の確認書類が「就労証明書」（国の標準的様式）に変更となりました。令和5年度申込まで使用していた「在職・内定証明書」をご提出の場合には利用申込ができませんので、ご注意ください。

(3) 保育ママ事業の終了について

令和6年度末で保育ママの事業が終了となります。

(4) 栄光平山台保育園の閉園について

令和10年度末で栄光平山台保育園が閉園となります。そのため、令和10年度に向けて段階的に受入れの停止を行います。

(5) （仮称）わらべ豊田駅南口保育園の開園について

令和7年4月より、（仮称）わらべ豊田駅南口保育園が開園します。施設の詳細情報については、P53 をご確認ください。

(6) 保育課の移転について

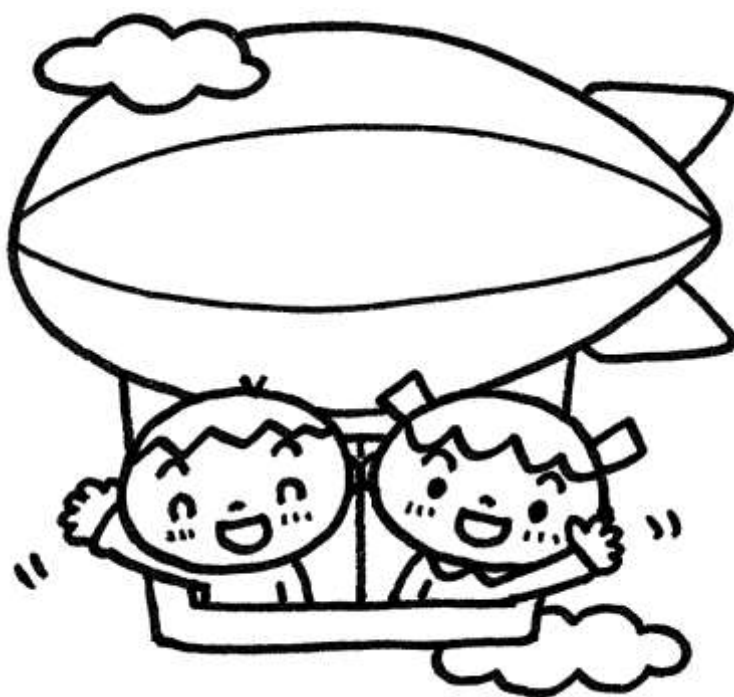
令和6年5月27日より、保育課は「子ども包括支援センターみらいく」に移転しました。

【所在地】日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センター1階（日野市役所本庁舎の隣）

【郵送先】〒191-8686 日野市神明 1-12-1 子ども部保育課（移転前と同じ）

【TEL】042-514-8637（移転前と同じ）

給付認定と保育所等の利用について



1. 保育施設について

(1) 日野市に申込みを行う保育施設（認可保育施設）

認可保育所

保護者が働いている場合や、病気・出産等のため日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。保護者が働いている場合や、病気・出産等のため日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

小規模保育事業

市が認可した小規模保育事業者が、定員19名までの小規模な施設で0～2歳の乳幼児の保育を行います。保護者が働いている場合や、病気・出産等のため日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

(2) 施設に直接申込みを行う保育施設（認可外保育施設）

東京都認証保育所 ※P68 参照

東京都が認証した民間事業者による保育施設です。東京都知事が認証する保育所基準により質を確保しつつ、保護者の多様な保育ニーズに応える施設です。保育料に対して補助金が交付されます。

企業主導型保育事業所

企業が従業員のためにつくる保育施設で、子どもを預ける親の多様な働き方に対応しています。従業員枠と地域枠があり、従業員でなくても地域枠での利用が可能です。

(3) 保育関連施設 ※P72 参照

一時保育（一時預かり事業）

育児疲れ、通院、出産、その他の事由により一時的にお子さんを保育します。

一時預かり

急な用事・ちょっとお買い物に行きたいなど、場面に応じてお子さんをお預かりする事業です。

ショートステイ

家庭における児童の養育がさまざまな事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的にお子さんをお預かりする事業です。

トワイライトステイ

家族の入院、勤務での残業などさまざまな事情で、一時的に保育できないときに夕方から夜までお子さんをお預かりする事業です。

休日・年末保育

労働や病気・出産等のためや、日曜や祝日、年末にお子さんをご家庭で保育できない場合に、お子さんをお預かりする事業です。

ファミリー・サポート・センター（保育援助）

保育や送迎など会員同士で助け合う有償ボランティアです。

病児・病後児保育

病気中や病気の回復期にある0～10歳未満のお子さんを、保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育する施設です。

※保育施設には認可保育所だけでなく、認可外保育所もあります。その他保育関連施設や年齢によっては幼稚園という選択肢もございます。お子さんの状況、各ご家庭の保育ニーズに応じて検討することをお勧めします。

2. 教育・保育給付認定について

下表の施設を利用する場合には、保育の必要性の有無や保育の必要量について市からの認定を受けることが必要です。教育・保育給付認定は提出していただいた書類に基づき審査します。それぞれの認定区分の事由（保育が必要な理由。P12 参照）に該当しない場合は、認定されないこともあります。また、認定区分により利用できる施設が異なります。

<認定区分>

区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定 教育標準時間認定	教育を希望する、満3歳以上の子ども	幼稚園（新制度） 認定こども園（教育部分）
2号認定	保護者が就労等により保育を必要とする、 満3歳以上の子ども※	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	保護者が就労等により保育を必要とする、 満3歳未満の子ども※	認可保育所 認定こども園（保育部分） 小規模・家庭的・事業所内保育

※保育が必要な理由によって保育の必要量（標準時間・短時間）の区分が変わります（P12 参照）。

また、施設によって標準時間と短時間を利用できる時間帯が異なります（P50～65 参照）。

- ・3号認定で認定を受けた場合、認定期間は最長でも満3歳を迎える時までとなりますが、自動的に2号認定に切り替わります。新たに2号認定の支給認定通知書の交付を希望する場合は改めて申請が必要となります。
- ・有効期限内であっても「保育が必要な理由」が消滅した場合は、教育・保育給付認定は取り消しとなります。
- ・求職活動の認定を除き、認定期間が終了すると施設利用申込みも無効となりますので、ご注意ください。

【支給認定通知書の発行】

教育・保育給付認定申請書の内容を審査後、支給認定通知書を発行します。

保育が必要な理由を変更した場合でも、すでに支給認定通知書が交付されている児童には発行されません。改めて発行が必要な場合は、再申請が必要となります。

【保育必要量の変更】

保育必要量については申請時の内容に応じて認定を行いますが、労働状況等の変更により必要量の変更が必要な場合は「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」をご提出ください。

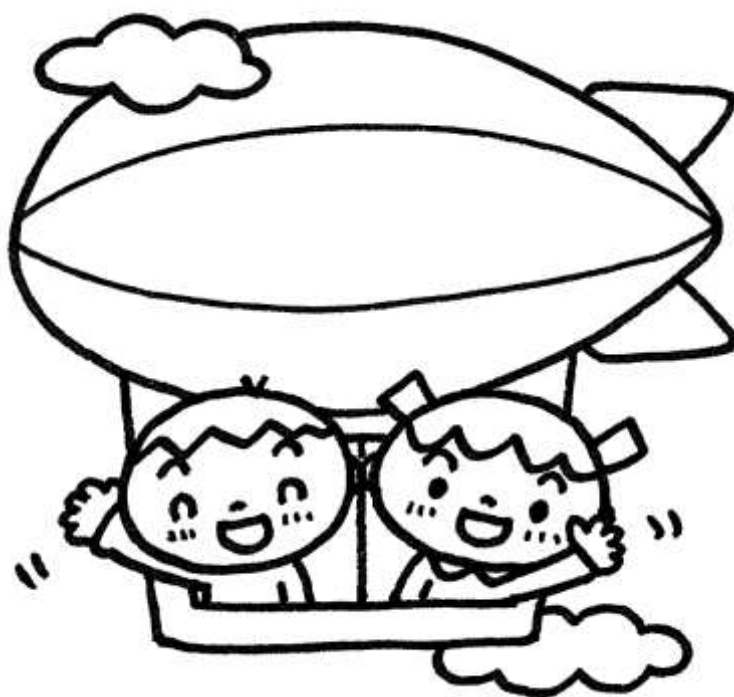
例）勤務場所の変更により通勤時間が増え、短時間では送り迎えができない。

例）育児休業に入ったため短時間の保育施設利用でよい 等

※育児休業については、変更の申請がない限り従前の保育必要量で継続となります。



利用申込について



3. 令和7年度保育施設利用申込受付期間

受付場所 子ども包括支援センターみらいく1階 保育課窓口（郵送不可）
※七生支所、豊田駅連絡所では受け付けておりません。

受付時間 8時30分～16時30分
※4月利用調整（1次）の最終日は16時まで

【4月利用調整（1次）】

- 受付期間 令和6年10月7日（月）～令和6年11月8日（金）
※土日・祝日を除く。ただし、土曜日は10月19日と10月26日のみ受付。
- 結果通知 令和7年1月24日（金）頃発送
※窓口、電話等でのお問い合わせにはお答えしておりません。

※申込みに必要な書類に不備がありますと受付できません。（P22～24 参照）

申込みは日程に余裕をもってお願いします。

※この期間に限り、令和6年度11月以降の申込みを受け付けます。なお、11月申込みは10月10日までにあります。

【4月利用調整（2次）】 ※1次利用調整で空きが生じた場合のみ実施

- 受付期間 令和6年11月11日（月）～令和7年2月3日（月）
※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く
- 結果通知 令和7年2月21日（金）頃発送
※窓口、電話等でのお問い合わせにはお答えしておりません。

※1次で入所ができなかった方は、引続き2次の対象となりますので再度の申込みは不要です。
ただし、希望施設の変更や追加書類等がある場合は、受付締切日までに手続きをお願いします。
※1次から申込みの方は、**入所が決定になった場合のみ**通知を発送します。

※1次決定者及び1次決定辞退者は、2次の利用調整の対象とはなりません。

【5月以降の利用調整】

- 入所日 各月1日（月途中の入所はできません。）
- 受付締切 入所希望月の前月10日（締切日の1か月前から受付開始）
※10日が土曜・日曜・祝日の場合は前開庁日。（下記参照）
- 結果通知 毎月15日頃発送（入所決定者には電話後通知発送、未決定者には通知発送）
※入所保留の場合、結果通知は入所希望月の前月末までに1回のみ発行いたします。
以降は、入所決定した場合に電話で連絡いたします。

【各月受付期間】

R7	申込開始日	締切日
5月	3/11 (火)	4/10 (木)
6月	4/11 (金)	5/9 (金)
7月	5/12 (月)	6/10 (火)
8月	6/11 (水)	7/10 (木)

R7	申込開始日	締切日
9月	7/11 (金)	8/8 (金)
10月	8/12 (火)	9/10 (水)
11月	9/11 (木)	10/10 (金)
12月	10/14 (火)	11/10 (月)

R8	申込開始日	締切日
1月	11/11 (火)	12/10 (水)
2月	12/11 (木)	1/9 (金)
3月	1/13 (火)	2/3 (火)

※3月の申込期間が他の月より短くなっていますので、ご注意ください。

4. 入所までの流れ

【4 月申込みの場合】

【5 月以降の申込みの場合】

入所相談(予約不要)、保育施設見学

※保育施設の入所相談は、保育課窓口か電話でお受けしております。

※利用申込前に保育施設を見学することをお勧めします。見学が可能かどうかは各施設へ直接ご連絡下さい。施設情報は、各施設が開設しているホームページなどでご確認ください。なお、見学の有無は利用調整に影響はありません。

教育・保育給付認定申請及び施設利用申込

※申込締切日までに施設利用申込書類を保育課窓口にご持参ください。

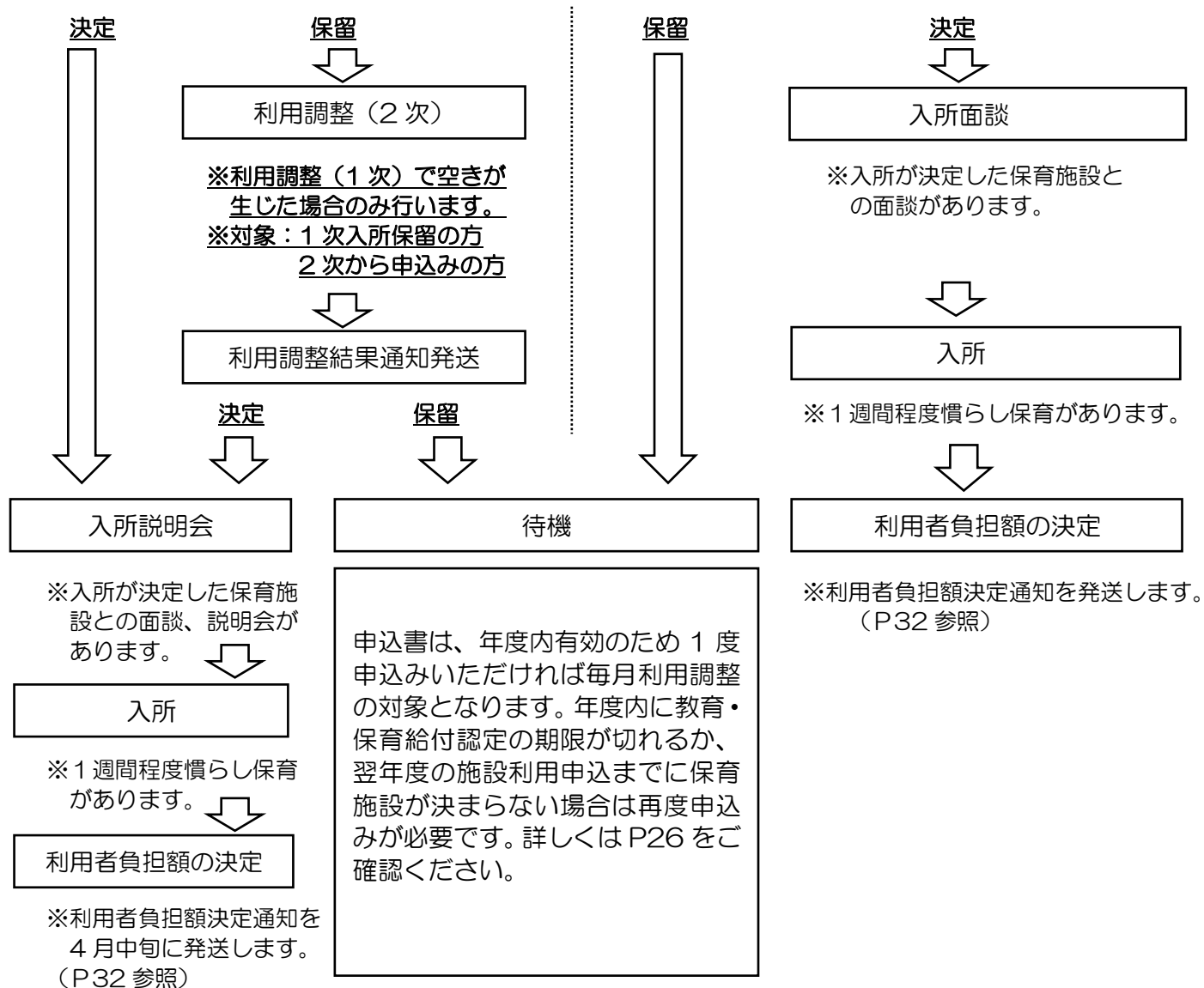
利用調整（1 次）

利用調整

※保育施設の受入人数に応じて、市が定める利用調整基準指数表（P28～30）を基に利用可能な保育施設を決定します。

支給認定通知書 及び 利用調整結果通知書 発送

※窓口、電話等でのお問い合わせにはお答えしておりません。



5. 利用申込みについて

日野市の保育施設に申込みができる方は、「利用希望月 1 日に生後 5 7 日目以降から小学校就学前まで」のお子さんで下記に該当する方です。

①日野市民の方

日野市外にお住まいの方及び日野市外の保育施設ご希望の方は P 1 5～1 6 をご確認ください。

②保育の必要性がある方 ※教育・保育給付認定については P 7 参照

保育施設を利用するには、お子さんが家庭において、保育を受けることが困難である理由（※保育が必要な理由）が必要です。「**集団生活や幼児教育の場として利用したい**」という理由では利用できません。

※保育が必要な理由とは、保護者が仕事、病気等の理由により家庭で保育できない状態を指し、**毎月 4 8 時間以上保育にあたれないことが必要**です。

また、入所後は、随時調査・審査いたします。基準に該当しなくなった場合は退所となります。

【保育が必要な理由・在所期間】

保育が必要な理由		保育の必要量	在所期間
労働	1 か月 4 8 時間以上の労働をしている	標準時間	労働をしている期間
		短時間	
出産	出産予定月を挟んで前後 2 か月である	標準時間	出産予定月と前後 2 か月 ※期間満了後は必ず退所となります ※妊娠に伴う傷病の場合は発症後から産後 2 か月後の月末
疾病 負傷 障害	疾病・負傷・心身の障害を有している	標準時間	治癒するまでまたは治療の必要がなくなるまでの期間
		短時間	
介護	同居・別居の親族を常時介護または看護している	標準時間	介護または看護の必要がなくなるまでの期間
		短時間	
災害 復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	標準時間	災害復旧に従事する必要がなくなるまでの期間
求職 活動	求職活動を継続的にやっている	標準時間	3 か月 ※指定期日までに労働開始を確認できる「就労証明書」の提出がない場合は、入所後 3 か月で退所となります。
就学	学校に在学または職業訓練を受けている	標準時間	就学（通学を伴う）をしている期間 ※自宅学習、通信教育は認められません （注）対象施設は下のとおり
		短時間	
その他	虐待のおそれ・DV等により保育が困難である	標準時間	保育の必要がなくなるまでの期間

＜保育の必要量＞標準時間：1 日あたり 1 1 時間まで保育施設を利用できます

短 時 間：1 日あたり 8 時間まで保育施設を利用できます

※保育の必要量は、希望により決定します（出産、災害復旧、求職活動、その他を除く）。

（注）就学要件での対象施設は、国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等となります。

「職業訓練施設」とは、職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）に規定する公共職業能力施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 7 号）に規定する職業訓練を行う施設をいいます。

6. 申込み上の注意

(1) 受入れ（クラス）年齢について

保育施設は、令和7年4月1日現在の年齢によって受入れ（クラス）年齢が決まります。
年度途中にお誕生日を迎えても年度内にクラスの変更はありません。

クラス年齢	対象生年月日	クラス年齢	対象生年月日
0 歳児	R6.4.2～	3 歳児	R3.4.2～R4.4.1
1 歳児	R5.4.2～R6.4.1	4 歳児	R2.4.2～R3.4.1
2 歳児	R4.4.2～R5.4.1	5 歳児	H31.4.2～R2.4.1

(2) 0歳児クラスを申込みの方

0歳児の受入れを行っていない施設は申込みできません。※P 1 募集人数参照
また、利用希望月1日に、生後57日目以降であることが必要です。出生前の児童を申込みの場合は、「(3) 出生前の児童の申込みについて（赤ちゃん申請）」をご確認ください。

(3) 出生前の児童の申込みについて（赤ちゃん申請）

令和7年4月利用申込みのみ、出生前の児童も申込みができます。4月利用調整は、令和7年2月3日までに出生された方が対象となります。2月4日以降に出生予定の方も申込みはできますが、2月3日までにお生まれにならなかった場合は、5月利用調整から対象となります。

※出生前申込みの場合、以下の提出書類にご注意ください。

- ・施設利用申込書：氏名は「(苗字) 赤ちゃん」と記入、生年月日は出産予定日を記入。
- ・健康調査票：申込み時の提出は不要、出生後に提出。
- ・個人番号（マイナンバー）提供書：出生前児童の個人番号は記入不要。

※出生前申込みの場合は、出生確認後に結果通知を発送します。なお、4月2次利用調整の締切が令和7年2月3日までになっております。2月3日までにお生まれになった場合は、速やかに保育課へご連絡をお願いします。

【注意】出生前申込みの場合、利用調整において、育児休業取得中の世帯と同様の取扱いとなります。

「利用調整基準指数の調整指数」や「利用調整基準指数が同位の場合の優先順位」に影響がありますので、ご注意ください（P29、30 参照）。

※出生前申込み児と同時申込みの兄弟についても同様です。

(4) 受入れ人数について

空き状況は入所希望月の前々月25日頃に日野市のホームページ及び窓口で公表いたします。利用調整は先着順ではありませんので、空き状況をご確認の上、お申し込みください。

なお、空きのない園でも退所や転所などで空きが生じる可能性があるため、申込みは可能です。

(5) 希望施設の記入について

第1希望から通いたい順番で、通うことができる施設のみを記入してください。通うことができる施設を多く記入したほうが入所の可能性は高くなります。なお、施設によって受入れ年齢・保育時間・特色が異なります。施設見学の有無は利用調整に影響はありませんが、入所決定後に「開所時間が合

わない」「雰囲気が想像と違う」などとならないよう、事前に希望保育施設について十分に検討することをお勧めします。

※認定こども園を希望園とする場合は、P6・37・46・47 もご確認ください。

（６）利用申込みを取り下げる場合

利用申込後に、認可保育施設利用の意思がなくなった場合には、利用調整結果へ影響が出るため、速やかに「施設利用調整申込取下書」をご提出ください。4月1次申込みをされた方の「施設利用調整申込取下書」の提出期限は、12月24日までとなります。4月2次以降の申込みにつきましては、各申込締切日までにご提出ください。

「施設利用調整申込取下書」は、日野市ホームページ又は保育課窓口にて入手可能です。

（７）**重要** 産前産後休業・育児休業取得中（予定）の方

産前産後休業・育児休業取得中（予定）の方は、利用を開始した月の翌月1日までに、申込時の勤務先に同条件で復職することを条件に申込み受付および利用調整を行います。

※雇用契約を変更せず取得可能な育児時短勤務制度を利用することは可能です。

入所及び転所が決定した場合は、利用を開始した月の翌月1日までに復職し、指定期日までに「復職証明書」をご提出ください。同条件で復職できない場合、期日までに復職証明書のご提出がない場合には、登園開始後でも退所となります。

入所後に、申込時の勤務先に同条件で復職ができなくなったとの相談をいただくことがあります。申込みをされる前に、必ず事前に職場と調整していただくようお願いします。

（８）転職予定の方

利用調整に使用する指数は、申込時に提出される「就労証明書」に基づいたものです。申込時の勤務先や就労状況が、入所時に変更（転職、雇用契約変更等）されていた場合、退所となることがあります。転職に際しては、必ず事前に保育課へ連絡・相談をしてください。

転職された場合には、入所月中に申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労開始が必要となり、それを証明する「就労証明書」を入所月中に提出する必要があります。また、「就労証明書」提出後に就労実績の確認をさせていただきます。申込時と同等の就労実績が確認できない場合は、退所となります。

日野市へ転入予定で申込みの方につきましても、転職される場合には、申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労が必要となります。

（９）利用施設の変更（転所）を申込みの方

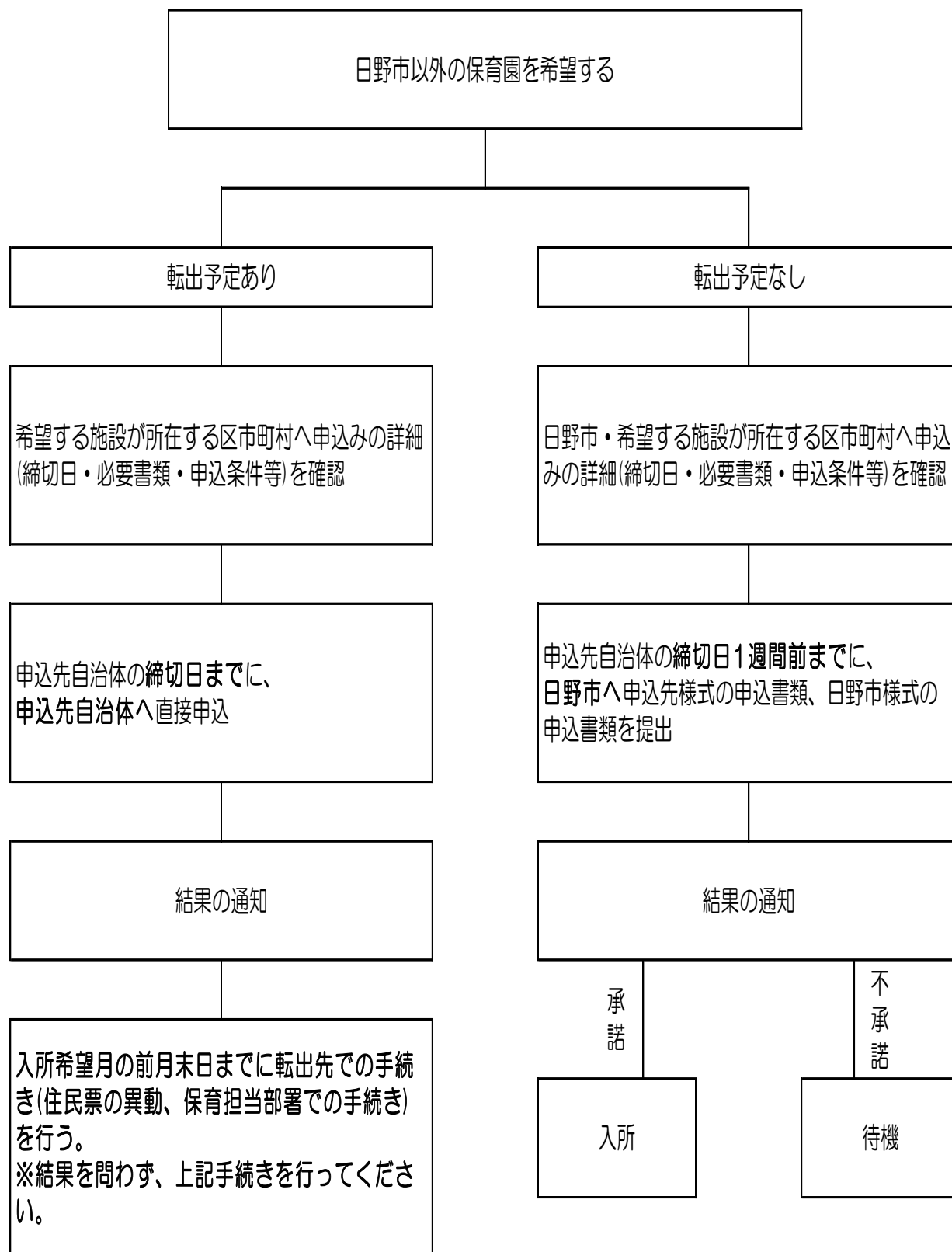
申込みに必要な書類は新規申込みと同様です。転所決定後は、現在利用している施設には別の児童が決定しますので、いかなる理由でも転所先の決定辞退はできません。（転所が決定するまでは現在の施設を利用できます。）

変更（転所）申込みの意思がなくなった場合は、申込締切日までに「施設利用調整申込取下書」をご提出ください。

※産前産後休業・育児休業中で復職を伴わない転所を申込みの方については、休業中ではない新規・転所を申込みの方の利用調整を行い、空きが生じた場合のみ利用調整の対象となります。

(10) 日野市外の保育施設を希望する方（転出予定あり・なし）

日野市外の保育施設を希望する場合には、転出予定の有無によって必要な手続きが異なります。詳細は下記を参照ください。



(11) 日野市外にお住まいの方

ア 日野市に転入予定のある方

日野市へ下表に記載する申込書一式をご提出ください（郵送可）。申込みのあったことを、現在住民登録のある自治体へ連絡します。

※日野市への転入予定がある方として申込みをされた場合、選考の結果に関わらず、入所希望月の前月末日までに日野市への転入手続きを行う必要があります。なお、**転入手続きは、市民窓口課のほかに保育課でも必要**となりますのでご注意ください。転入手続きが行われない場合は入所内定されていても入所が取り消しになり、入所が決まらなかった場合は、申込みが取り下げとなり、再度の申込みが必要となります。

1. 日野市様式の申込書および必要書類（P22～24 参照）	1 部
2. 転入予定のある方は①～③の提出が必要です。 ① 転入誓約書 ② 以下のうちいずれか一つ ○賃貸借契約書（家屋）の写し ○売買契約書（家屋）の写し ○同居申立書 ※賃貸借契約書又は売買契約書の写し（ 契約者・物件の引渡日(入所希望月の前月末日まで)・日野市住所がわかるページ ）については、申込時に準備が間に合わない場合は、指定期日までに提出が必要となります。 ※指定期日とは、4月1次利用調整は令和7年1月10日（金）、 4月2次利用調整・5月～3月の利用調整は各申込締切日をいいます。 ③ 転入予定申込確認書 ※項目を確認後、すべての口にチェックを入れた上で、ご提出ください。	各 1 部

イ 日野市に転入予定のない方

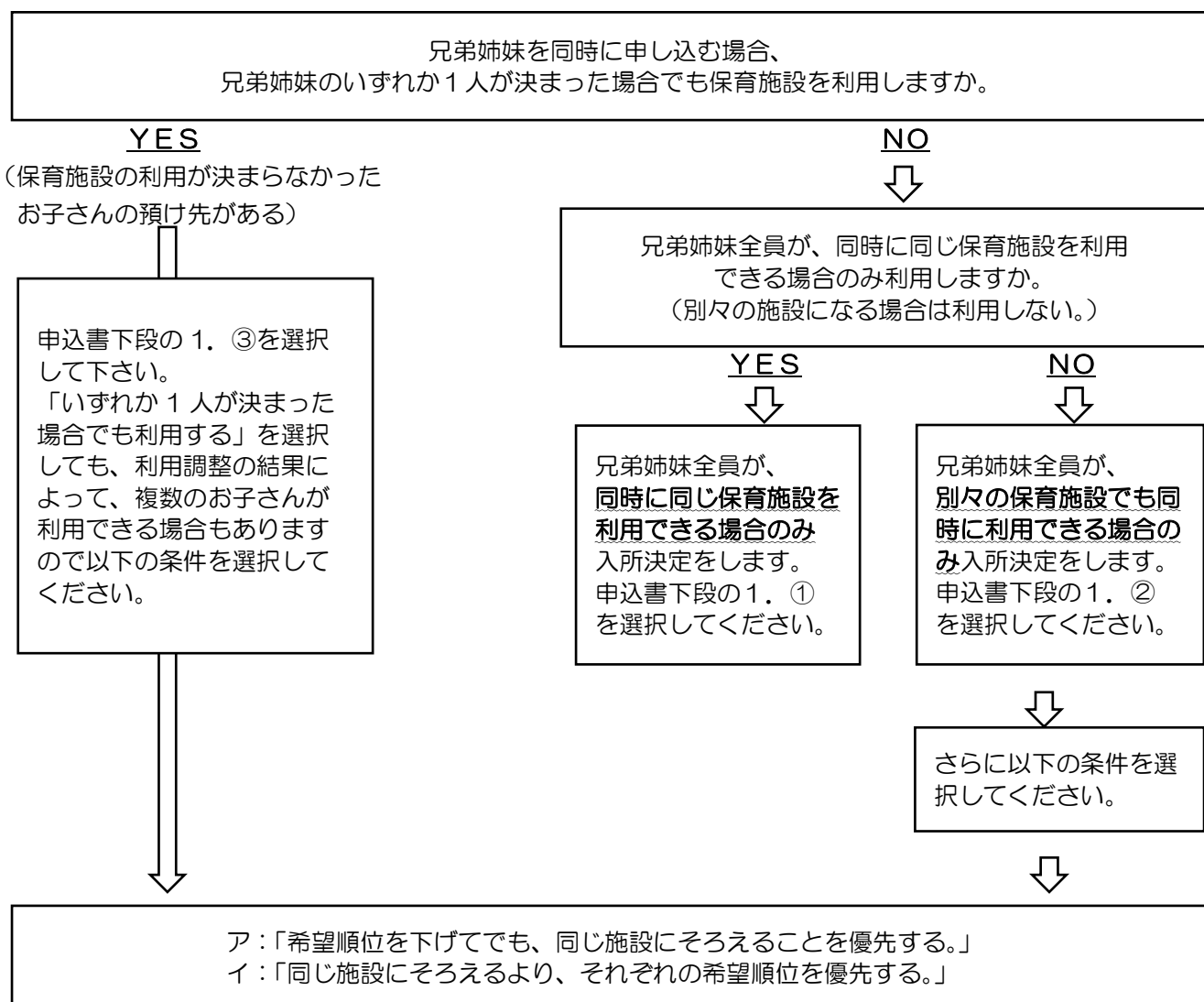
→0～2歳クラスへの申込みはできません。

→3～5歳クラスへの申込みは、現在住民登録のある区市町村へ日野市の申込締切日の1週間前までに上記表1の申込書類をご提出ください。併せて、「転入予定申込確認書（上記表2.③）」もご提出ください。

ただし、4月申込みの場合、2次利用調整から対象となります。なお、日野市民から利用調整を行い、空きが生じた場合のみ利用調整を行いますので、転入予定のない方の優先順位は低くなります。

(12) 兄弟姉妹の同時申込時の条件について

兄弟姉妹を同時に申し込む場合は、条件の設定が必要となります。設定した条件により利用調整の結果も変わりますので、慎重にご検討ください。兄弟条件の考え方は下記をご参照ください。



【兄弟姉妹で空いている保育施設が異なる場合】

例1)「希望順位を下げてでも、同じ施設に
そろえることを優先する」場合

長男 A B C D E
次男 A B C D E

→利用可能な保育施設

例2)「同じ施設にそろえるより、それぞれの
希望順位を優先する」場合

長男 A B C D E
次男 A B C D E

→利用決定となる保育施設

(13) 利用申込みに関するQ&A

質問	回答
Q1 (申込み) 利用申込みに際して、間違いやすい点を教えてください。	①子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 - 希望施設名に、希望する年齢を保育していない保育所や認証保育所を記載している。 - 兄弟姉妹での申込みだが、「同時申込時の条件」欄の記載が抜けている。 「家庭の状況について」において、「育児休業中でお申込みをされる方(該当者のみ)」の欄の記載が抜けている。 ②就労証明書 「就労実績」において、就労日数および就労時間の記載が抜けている。 「就労実績」において、実績に休憩時間・有給休暇が含まれていない。 - 育児休業中だが、該当欄(項目8・9・11)の記載が抜けている。または、産前産後休業、育児休業期間の内容が「就労実績」欄に記載されている。 - 育児短時間勤務制度を利用しているが、該当欄(項目12)の記載が抜けている。 - 自営業だが、自営業の実態を証明する添付書類がない。 ※上記はあくまで一例です。必要書類やその内容については、改めて提出前によくご確認のうえ、ご提出をお願いします。
Q2 (入所保留) 入所できなかった場合は、毎月申込みが必要ですか？	申込みをされた月から年度末(3月入所)まで有効ですので、毎月の申込みの必要はありません。 ただし、教育・保育給付認定の有効期限が切れた場合は再認定の手続きが必要です。(求職活動で認定された方は除きます。) なお、希望施設、申込内容、家庭状況等に変更がある場合は、必要書類を申込締切日までにご提出ください。
Q3 (入所待機中) 現在待機中ですが、待機順は何番目ですか？	日々の申込状況により、保育の必要性(指数・優先順位・希望施設)が変動するため、待機者の順位付けを行っていません。 そのため、待機順位をお伝えすることはできませんので、ご理解をお願いします。
Q4 (家庭状況の変更) 申込み後、家庭状況に変更がありました。保育課に連絡は必要ですか？	必ずご連絡ください。 提出書類のご案内をいたします。変更の内容によって利用調整基準指数に変更が生じる場合があります。具体例としては認証保育所等の利用を開始して復職した場合などが該当します。 入所が決まった後に家庭状況の変更が発覚した場合には、入所取り消しになることもありますので、必ずご連絡ください。
Q5 (兄弟姉妹同時申込み) 兄弟姉妹はそろって入所できますか？	空き状況・申込状況によっては、ご希望に添えないこともあります。申込書に「同時申込時の条件」を選ぶ項目がありますので、十分ご検討の上、条件を設定してください。(P17) ※兄弟姉妹同時申込みで、第1希望を認定こども園(日野・多摩平幼稚園、百草台幼稚園)とする場合は、認定こども園について(P46・47)をご確認のうえ、申し込みください。

質問	回答
Q6（兄弟姉妹同時申込み） 兄弟姉妹で申込みをして、上の子だけ入所できた時は、下の子の預け先が決まるまで職に就かなくてもよいですか？	求職活動で申込みの場合、入所後3か月以内に職に就いていただく必要があります。 また、産前産後休業、育児休業中、その他休業で申込みの場合、利用を開始した月の翌月1日までに休業を取得する前の職場へ復職をしていただく必要があります。 下のお子さんの預け先が決まらず、期間内に職に就けない場合や、復職ができない場合、上のお子さんは退所となります。申込みの際には、「同時申込時の条件」を選択していただきますので、よくご検討の上申込みください。
Q7（求職活動） 求職活動で申込み。保育所入所後に仕事を見つけようと思いますが、労働を理由に保育所に通わせる場合は、1か月何時間の勤務が必要になりますか？	保育が必要な理由が、求職活動から労働に変更した場合でも、1か月48時間以上の勤務が必要になります。
Q8（疾病・介護） 疾病もしくは介護の理由での申込み。 手帳の申請中の場合、保育が必要なことを証明する書類は何を提出すればよいですか？	疾病もしくは介護の理由での提出書類は、手帳以外にも、「自立支援医療受給者証」「指定難病医療受給者証」の写しや「診断書」などがあります。（P22 参照） これらの書類が出せない場合には、手帳の申請をしていることが分かる書類をご提出ください。
Q9（就学） 現在大学4年生で翌年3月には卒業予定。4月入所の申込みにあたり、保育が必要な理由はどの理由での申込みになりますか。	締切日時点の情報で入所選考を行うため、就学理由での申込み及び利用調整指数の算定となります。 4月以降の認定は、採用内定をもっている場合は「就労」で認定、就職先が決まっていない場合は「求職活動」で認定となります。求職活動の場合、認定期間は4月～6月までの3か月です。
Q10（就労証明書） 職場より就労証明書を電子データでもらいました。保育課への提出はどうすればいいですか？	いただいた電子データをA4版で印刷し、保育課へご提出ください。
Q11（転職） 提出した就労証明書の勤務先を退職し、転職を考えています。	退職前に必ず保育課へご相談ください。 転職後、新しい勤務先の就労証明書のご提出をお願いします。内容によって利用調整指数が変更となります。 入所決定後に転職された場合には、入所月中に「申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労開始」、及び入所月中に「就労証明書の提出」が必要になります。（P14 参照）
Q12（就労内定） 就労内定で申込みしたが、内定していた職場とは違う会社に就職を考えています。	入所決定月の就労開始であれば、違う会社でも問題ありません。新しい勤務先の就労証明書をご提出ください。
Q13（就労内定） 就労内定で申込み。入所が決定しました。その後、何か提出する書類はありますか？	勤務開始後、保育課へ就労証明書をご提出ください。 また、1か月48時間以上の勤務を確認させていただきます。勤務実績の確認ができる書類の写しを保育課へご提出ください（出勤簿、労働確認書、勤務日数・時間の記載がある給料明細書など）。

質問	回答
Q14（育児休業） 現在、育児休業中。 職場復帰は6月中ですが、4月入所の申込みはできますか？	申込みはできません。 入所が決定した場合、利用を開始した月の翌月1日までに復職する必要があります。入所できた場合に、育児休業の短縮が可能であれば申込みができます。
Q15（育児休業） 育児休業中で、入所が決定しましたが、提出した就労証明書どおりの勤務ができなくなりました。	保育課に必ず連絡をお願いします。 自己都合による雇用契約の変更は入所決定取り消しとなります。会社都合等のやむを得ない変更の場合は、必ず保育課にご相談ください。
Q16（勤務時間の変更） 子どもが小さいうちは、契約上の時間より短い時間で勤務する予定です。 入所が決まってから、復職のタイミングでどのくらい時間を短くするか会社と相談したいので、申請時はどうしたらよいですか。	申込み時に提出された就労証明書の内容に基づき、指数付けを行います。 復職のタイミングでは、申込時と同等以上の雇用契約時間数での復職が必要となります。 育児短時間制度を利用することに伴う勤務時間の変動は許容されます。しかし、雇用契約時間数を申込時よりも減らして復職した場合は、内定取消しの対象となります。（雇用契約時間数が増える分には問題ありません）
Q17（派遣社員・契約社員） 派遣社員（契約社員）のため、復職後の派遣先（契約先）が決まっています。 提出した就労証明書と違う契約になった場合や派遣先が見つからない場合はどうなりますか？	申請時の基本指数と同等の条件での就労が必要です。 同等の条件で、同じ派遣元での復職又は転職（派遣元変更の場合は転職扱い）ができない場合は、入所決定取り消しとなります。 ※転職の場合はQ11も合わせてご確認ください。
Q18（就労） 今は1日3時間のパートをしています。保育施設に入れたら1日8時間勤務に変わるので保育施設に申込みをしたいのですが、今の制度だといつまでも保育施設に入れない気がします。どうしたらいいのでしょうか？	大変申し訳ございませんが、申込時の状況で利用調整させていただきます。 一時保育等を利用して、勤務時間を増やすことをご検討ください。 勤務時間が変更になりましたら、その都度就労証明書や勤務実績（給料明細・タイムカード等）をご提出ください。利用調整に反映していきます。
Q19（市外からの申込み） 育児休業中で、日野市へ転入予定ありで申込みを検討しています。 転入前の自治体で認可保育園を利用しているのですが、日野市の保育所へ転所が決定した際は、復職が必要でしょうか。	転入後、日野市の保育所に転所が決定するまで間を空けず前園に在籍していた場合に限り、復職は不要となります。 <u>その場合における在所期限は、生まれたお子さんが1歳を迎える年度末までとなります。</u> 在籍している園を一度退所し、間を空けて日野市の園が決定した場合は、入所月の翌月1日までに復職が必要になります。

質問	回答
Q20（市外からの申込み） 日野市へ転入予定ありで4月の申込みを考えているのですが、転居先の引渡日が4月中になっています。 転入誓約書に記載した住所とは違う日野市住所へ一旦3月中に引っ越しをして転入をしようと考えているのですが、申込みは可能でしょうか。	日野市へ転入予定ありで申込みをされる場合には、入所月前月末日までに日野市への住民票異動が必要になります。 入所月前月末日までに、日野市への住民票の異動かつ生活の拠点が日野市であることが確認できる場合には、申込みは可能です。 ただ、事前にそのような状況が分かっている場合には、3月中に住む予定の家屋の契約書と同じ住所を記載するようにしてください。 申込書を提出後に転入先住所が変更となる場合には、家庭状況変更届の提出が必要となります。
Q21（申込みの取下げ） 利用申込みの取り下げをしたいです。	利用調整結果へ影響が出るため、速やかに「施設利用調整申込取下書」をご提出ください。 4月1次申込みをされた方の「施設利用調整申込取下書」の提出期限は、12月24日までとなります。 4月2次以降の申込みにつきましては、各申込締切日までにご提出ください。 「施設利用調整申込取下書」は、日野市ホームページ又は保育課窓口にて入手可能です。
Q22（眼鏡等の使用） 入所する際に医療用ヘルメットや矯正眼鏡等を使用したい。	申込書を保育課へ提出する際に、事前に園へ情報提供するために窓口に使用の旨をお伝えください。また、健康調査票にその旨を記載してください。 なお、事前に知らせたことにより入所を拒否されることはございません。

7. 申込みに必要な書類 ※必要書類をそろえて窓口にお越しください。

全ての申込み書類は申込み児童 1 名につき 1 部必要です。コピーをして利用することができますので、申込人数分の書類をご用意ください。窓口ではコピーいたしませんので事前にご用意をお願いします。

（★印の書式については日野市ホームページからダウンロード可能です）

また、令和 6 年度保育施設利用申込中の方で、申込内容の変更が必要な場合は別途、令和 6 年度申込用の「保育が必要なことを証明する書類（コピー可）」をご提出ください。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書★
2. 申請時における 健康調査票★
（受付時に出生状況や健康状態などをお聞きする場合があります。母子健康手帳をご持参ください。）
3. 同意書★
4. 保育が必要なことを証明する書類（父母それぞれ提出）下記参照
5. 個人番号（マイナンバー）提供書★ P23 参照
6. 該当する方のみ提出が必要な書類 P24 参照

上記必要書類に不備がある場合には受付ができません。ご提出前に不備がないかご確認ください。

保育が必要なことを証明する書類（父母それぞれ提出）

保育が必要な理由	提出書類
労働	○就労証明書★（全員提出）※証明日から 3 か月を経過したものは無効です ※1、2 ≪添付書類≫ ※添付書類が無い場合でも申込みは可能ですが、指数の減点があります 自営業・内職の方 □「確定申告書」の写し（直近のもの、第一面及び第二面） または □①及び②の書類の写し（以下のうち、いずれか一つずつ） ①開業届／登記簿／営業許可証 ②請負契約書／受注票／直近 3 ヶ月分の帳簿または売上が確認できる通帳 自営業専従者の方 □専従者であることが確認できる書類の写し （代表者の確定申告書／青色事業専従者給与に関する届出書／源泉徴収票 など）
出産	「母子健康手帳」の写し ※表紙・出産予定日記載ページ
疾病 負傷 障害	「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「自立支援医療受給者証（精神通院）」、「指定難病医療受給者証」のいずれかの写し、 または「診断書（疾病等の状態・保育にあてられない旨が記載されたもの）」※3、4
介護	①要介護者の介護度が分かるもの （「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「介護保険被保険者証」、「診断書（介護の必要な期間・介護が必要である旨が記載されたもの）」 いずれかの写し）※3、4 ②スケジュール表★
災害復旧	罹災を証明する書類
就学	①スケジュール表★ ②カリキュラム（時間割等） ③学生証又は在学証明書※3 ※就学中に労働している場合は、就労証明書等もご提出ください。

- ※1 就労証明書は学童クラブ申請書類と共通になります。学童クラブと保育所それぞれへ申込みをする場合には、コピーをとり、それぞれの申込みにおいて就労証明書を提出するようにしてください。(どちらに原本を出していただいても構いません)
- ※2 産前産後休業・育児休業・その他休業を取得した場合、就労証明書に休業期間の記載が必要です。
- ※3 在学証明書の有効期間は発行日から3か月、診断書・離婚届受理証明書・戸籍謄本の有効期間は発行日より6か月となりますので、申請時期にあわせてご準備をお願いします。
- ※4 診断書の内容により利用調整基準指数(P28)を決定します。疾病・負傷・障害の状態(常時病臥、常時安静、難病・精神性の疾病・感染症、一般療養等)や、「保育にあたれない」旨の記載、入院・通院が必要な場合は週何日程度必要かわかるように作成を依頼してください。

個人番号(マイナンバー)提供書について

窓口で個人番号(マイナンバー)の確認をいたします。個人番号カードまたは個人番号を確認できる書類(通知カード、個人番号記載の住民票等)及び身元確認書類(運転免許証、パスポート等)をご持参ください。

※祖父母などを含め、同居の家族全員分の個人番号を記入してください。

※兄弟姉妹で同時に申込みの場合は、1部で構いません。

※日野市外から申込みの方は、保護者全員分の個人番号カードの写しまたは個人番号を確認できる書類及び身元確認書類(顔写真付き)の写しを貼付してください。

※転所を申込みの場合は、提出不要です。

※通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。これらの場合以外は、以下のどちらかの書類をご用意ください。

- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

①令和6年及び令和7年1月1日に日野市に住民登録がない方で、申込締切日までに個人番号提供書の提出ができない場合は、締切日までに下記の書類をご提出ください。

入所希望月	提出書類
4月～7月利用申込	令和6年度住民税課税(非課税)証明書の写し
8月利用申込	令和6年度住民税課税(非課税)証明書の写し 令和7年度住民税課税(非課税)証明書の写し
9月～3月利用申込	令和7年度住民税課税(非課税)証明書の写し

※父母ともに住民税非課税の場合は、同居の祖父母の住民税課税(非課税)証明書が必要となります。

※住民税未申告の方は、各年度1月1日時点で住民登録があった区市町村の住民税担当課に申告が必要となります。

②各課税年度1月1日時点において日本国内に住民登録がない方や、海外就労等で国内に課税情報が無い方は、国外の収入額等をもとに保育課で市民税所得割額を仮算定します。「収入等申告書」をご提出ください。

令和5年分収入等申告書

→(2023年1月～12月までの収入等を申告)※令和6年1月1日時点のレートで換算

令和6年分収入等申告書

→(2024年1月～12月までの収入等を申告)※令和7年1月1日時点のレートで換算

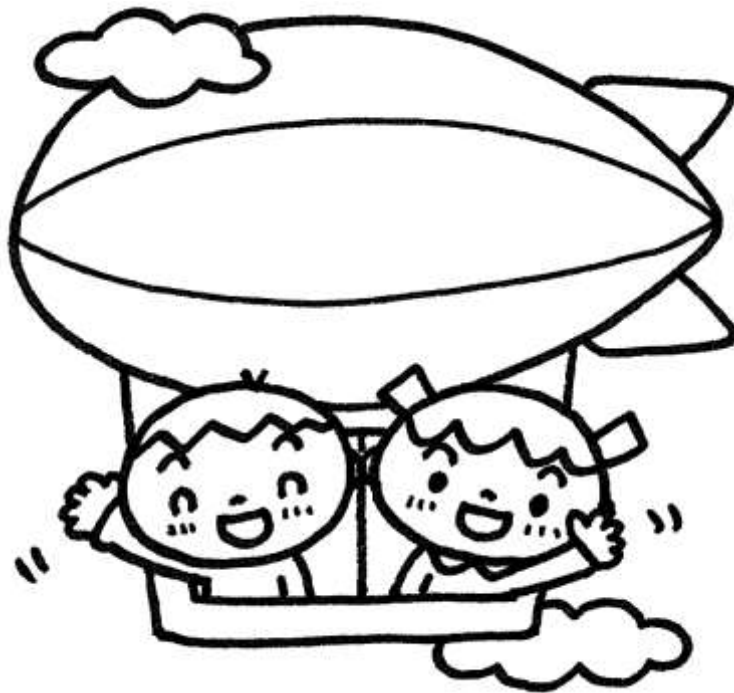
入所希望月	提出書類
4月利用申込	令和5年分収入等申告書★
5月～8月利用申込	令和5年分収入等申告書★ 令和6年分収入等申告書★
9月～3月利用申込	令和6年分収入等申告書★

※様式については、保育課窓口での配布または日野市ホームページからダウンロードができます。

【該当する方のみ提出が必要な書類】

状況	提出書類
64歳以下の祖父母が同居している ※二世帯・世帯分離含む	祖父母の「保育ができないことを証明する書類」 ※就労証明書、診断書等 ※提出がない場合は、指数の減点があります。
労働が内定している	「内定証明書（就労証明書を採用内定として提出）★」 「採用通知」等
就学が内定している	「合格通知」の写し等
父または母が単身赴任中である ※単身赴任の条件についてはP30（注意点⑦）参照	単身赴任であることを証明するもの（遠方の勤務地であることがわかる就労証明書または光熱水費の請求書等）
施設所在地の都道府県又は区市町村に届出を行っている認可外保育施設に申込児童を預けている （認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、緊急1歳児事業、一時保育、ベビーホテル、ファミリーサポート、ベビーシッター等） ※保護者が、産休・育休中、その他休業中の場合は調整指数(番号(6)・(9))の加点対象外 ※出生前申込みの世帯は調整指数(番号(6)・(9))の加点対象外	「保育受託証明書（日野市様式）★」 「契約書の写し」「在籍証明書（任意様式）」 「領収書（一時保育利用者）」のいずれかで、 在籍期間・保育時間が明記されたもの ※一時保育等の利用が <u>月12日以上、かつ月48時間以上</u> に満たない場合、調整指数の加点対象になりませんが、申込児童の保育状況を確認させていただくため、領収書等をお持ちください。
申込児童が障害児である	医師の診断書 （集団保育が可能である旨の記載があるもの） ※診断時において、申込児童が集団保育を行ううえで加配（介助）が必要と判断される場合は、 <u>加配が必要</u> である旨も記載してください。
生計中心者が失業中である	倒産・リストラ等の会社都合で失業中であることを証明する書類（「離職票」等）
申込児童の兄姉が、令和7年度に下記施設に在籍（在籍予定）している ※特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に通所又は、児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特例保育を利用している方	在籍証明書（任意様式） ※在籍予定の方は、入園許可証の写しなどをご提出ください。
同一世帯内の家族が右記を所持または受給している	「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「愛の手帳（療育手帳）」・「特別児童扶養手当受給証明書」「障害基礎年金証書」のいずれかの写し
里親家庭である	「里親認定通知書」等の写し
市外から転入予定の申込み	①転入誓約書★ ②家屋の賃貸借契約書若しくは売買契約書のいずれかの写し又は同居申立書 ③転入予定申込確認書★
ひとり親世帯である	「離婚届受理証明書」・「戸籍謄本」・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるもの（「ひとり親家庭等医療証」・「育成手当受給証明」・「児童扶養手当受給者証」）のいずれかの写し

利用調整について



8. 利用調整について

保育施設の利用調整は、先着順や抽選ではありません。申込締切日までに提出された書類の審査（就労証明書の発行元等に照会を行う場合があります。）を行い、利用調整基準指数表及び調整指数表（P 28、29）に基づき、「保育の必要性」を指数化します。空きがある保育所等について、利用調整指数の高い方から順に、希望する保育所等へ入所決定します。指数が同じ場合は優先順位（P 30）により決定します。

【指数の考え方】

利用調整指数＝父の基本指数＋母の基本指数（＋調整指数）	
例 1：父・母（父母ともにフルタイム労働の場合）	【父：100 ＋ 母：100＝200】
例 2：父：就労（フルタイム労働）、母：求職	【父：100 ＋ 母：20＝120】

- ・利用調整の結果は郵送します。発送時期についてはP 10を参照してください。
- ・書類に虚偽の記載があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- ・日野市民（転入予定者を含む。）として申込みをした方が、入所月の初日において日野市民でない場合は、申込み及び入所決定を取消します。
- ・転職をした場合には、入所月中に申込時と同等またはそれ以上の雇用契約時間数での就労が必要となり、内容の確認ができない場合には、退所となります。
- ・入所決定を辞退した方は、いかなる理由でも申込取下げとなります。改めて入所を希望される場合は、再度申込みをしてください。

※ 4月1次利用調整で入所決定または決定辞退をした方は、転所の申込みや再度の申込みをした場合でも、4月2次利用調整の対象からではなく5月からの利用調整対象となりますので、ご注意ください。

（1）入所（転所）が決定しなかった時

- ・結果通知は申込みをした月、1回のみ発行となります。
- ・申込みの有効期限は、令和7年度中（令和8年3月利用調整まで）ですが、教育・保育給付認定の有効期限が切れると、施設利用申込も無効になります。年度内に認定の有効期限が切れる場合で、申込みを継続したい場合は再度認定を受けてください。（保育が必要なことを証明する書類をご提出ください。）

ただし、求職活動での申込みの方は施設利用申込が令和7年度中（令和8年3月利用調整まで）有効となりますので、認定期間延長のための手続き・再度の申込みは不要です。

令和8年度4月の利用申込受付が開始するまでに入所が決定せず、引き続き保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。

- ・希望施設に空きが出て入所が決定した場合は、電話で連絡いたします。（毎月15日頃）

- ・初回申込月以降、育児休業延長に伴い、保育所へ入所できていないことを証明する書類が必要な場合は、「**日野市保育施設保育未実施証明交付申請書**」を保育課にご提出ください。申請書を受領後、該当の月を迎え次第、保育未実施証明書を発行いたします。

証明書の発行にはお時間をいただきます(5営業日程度)ので、申請時期にご注意ください。また、証明書は証明月の月初に発行いたしますので、先にご申請いただいても発行できかねますので、ご注意ください。

「日野市保育施設保育未実施証明交付申請書」は日野市ホームページよりダウンロードが可能です。

(2) 入所（転所）を待っている方

【申込内容を変更する場合】

希望施設、申込内容、家庭状況等に変更がある場合は、必要書類を郵送又は窓口で申込締切日までにご提出ください。

【施設の空き状況について】

毎月 25 日頃に翌々月の空き状況を日野市ホームページおよび保育課窓口で公表しています。お電話での問い合わせも可能です。

【申込みを取下げの場合】

施設利用申込みを取り下げる場合は、「**施設利用調整申込取下書**」をご提出ください。日野市ホームページからダウンロードできます。

9. 利用調整基準指数表 ※令和7年度申込みに適用。翌年度以降、変更の可能性があります

(1) 基本指数表

保育が必要な理由	基本指数	細目
労働	100	月160時間以上
	90	月140時間以上160時間未満
	80	月120時間以上140時間未満
	70	月90時間以上120時間未満
	60	月70時間以上90時間未満
	50	月48時間以上70時間未満
	40	上記以外（労働実績がない場合も含む）
	30	労働内定
求職	20	求職活動のために外出を必要とする場合
出産	100	妊娠・出産
疾病 負傷	100	入院：一か月以上
	90	入院：一か月未満
	100	自宅療養・通院：常時病臥、国・都指定の難病、感染性・精神性の疾病
	80	自宅療養・通院：常時安静、一般療養（週3回以上の通院・加療が必要）
	40	その他：上記以外
障害	100	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1・2・3度の該当者
	80	身体障害者手帳3級または、愛の手帳4度の該当者
	40	上記以外
介護 (同居)	100	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度、介護保険要介護度4以上又はこれらに相当する同居親族を週5日以上、居宅介護する場合
	80	身体障害者手帳1～4級又は精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度、介護保険要介護度2以上又はこれらに相当する同居親族を週3日以上、居宅介護する場合
	40	上記以外で同居の親族を介護する場合（送迎含む）
災害	100	災害（火災・風水害等）による復旧活動のため、保育にあたれない場合
就学	労働に 準ずる	国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等に通学している場合
その他	20～100	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情がある場合
	介護(同居) に準ずる	介護（別居）：別居の親族を介護する場合（申込児童の2親等以内の親族に限る）
	100	不存在：死亡、離別、拘禁等

※注意点

- ① 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- ② 利用調整基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数
- ③ 保育が必要な理由が2つ以上にわたる場合には、保護者の希望により決定する。
- ④ 書類審査の上、申請内容と異なる事実が発覚した場合には、事実に合わせて利用調整基準指数を決定する。
- ⑤ 【労働】労働時間は、就労証明書の記載を確認し、時間数で決定する。見込み時間での記載は、「上記以外」該当。
- ⑥ 【労働】産前産後休業又は育児休業を取得している者が、休業等取得前と同等の条件での復職が見込まれる場合は、現に労働している者とみなし、休業等取得前の労働実績による労働時間を基に指数を算定する。
- ⑦ 【就学】対象施設はP12を参照。

(2) 調整指数表

【提出書類にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(1)	-10	自営業・内職の方で、添付書類が一部不足している場合
(2)	-20	自営業・内職の方で、添付書類の提出がない場合
(3)	-20	自営業専従者の方で、添付書類の提出がない場合
(4)	-20	就労証明書の就労時間と就労実績に整合性がない場合

【申込児童にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(5)	+4	前年度4月1日時点で生後57日に達しなかった者
(6)	+10	認可外保育施設に預けているのを常態としている場合
(7)	+13	申込児童が集団保育可能な障害児の場合
(8)	+22	保育所等を利用している兄弟姉妹(※)と異なる保育所等を利用している申込児童(※)が、当該兄弟姉妹の利用している保育所等への変更(転所)を希望する場合
(9)	+24	認可外保育施設に預けているのを常態としており、かつ、保育所等を利用している兄弟姉妹(※)がいる場合
(10)	+28	保育所等又は認可外保育施設を利用している児童(※)が、就学前に卒園する場合
(11)	+28	申込児童が医療的ケアを必要とする場合

【申込世帯にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(12)	+2	兄弟姉妹の同時申込み(全員が新規申込みの場合のみ適用)
(13)	+4	申込児童の兄弟姉妹に障害がある場合
(14)	+6	申込児童の保護者に障害がある場合
(15)	+8	多胎児の同時申込み(全員が新規申込みの場合のみ適用)
(16)	+15	未就学児が3人以上いる世帯
(17)	+26	生活保護受給世帯
(18)	+30	保護者のいずれかが単身赴任の世帯
(19)	+30	市内の認可保育所、認証保育所、認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定の者又は保育士として採用が内定している者
(20)	+60	生計中心者が倒産等により失業中であり、求職中の場合 (※入所希望月を含む3回目の利用調整まで適用)
(21)	+85	ひとり親世帯
(22)	-10	申込児童の祖父又は祖母と同居(二世帯・世帯分離含む)する世帯 ただし、労働及び年齢的(65歳以上)・身体的に保育できない場合は除く。
(23)	-50	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯(6か月分未満)
(24)	-100	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯(6か月分以上)

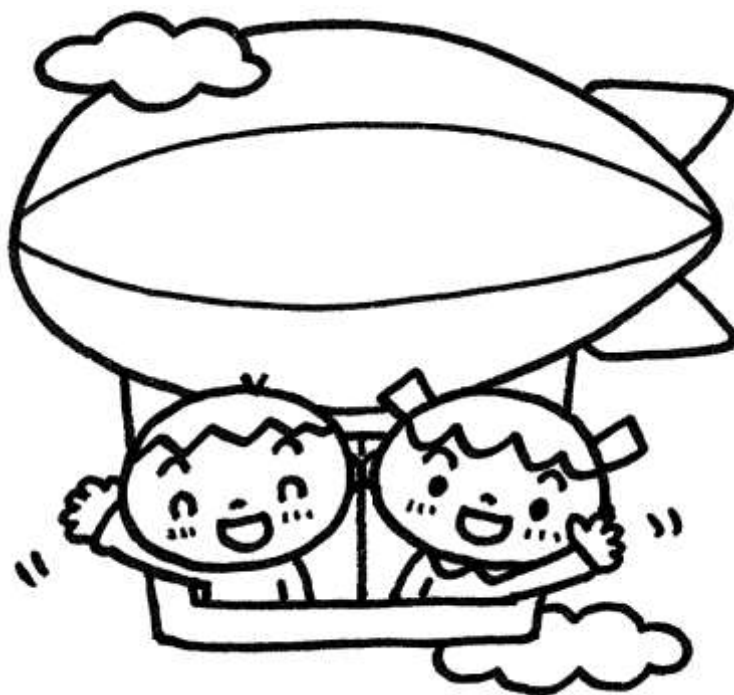
※注意点

①	番号 (6) (9) (10)	「認可外保育施設」とは、認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、事業所内保育所（従業員枠）、ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設、一時保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等（施設所在地の都道府県又は区市町村に届出をしている施設に限る。）をいう。また、月12日以上かつ月48時間以上の利用を常態（認証保育所・保育ママ・企業主導型保育事業・ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設においては月極契約／一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッター等は1か月以上利用していること）としている場合に適用する。 ※番号(6)・(9)については、産休・育休・その他休業を取得中の場合は、適用しない。 ※番号(6)・(9)については、出生前申込みの世帯については、適用しない。（P13 参照） ※番号(6)・(9)・(10)については、調整指数の重複適用は行わない。
②	番号 (7) (11)	番号(7)・(11)については、調整指数の重複適用は行わない。
③	番号 (8) (9) (10)	番号(8)・(9)・(10)において、保育所等とは、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等をいい、事業所内保育事業の従業員枠を除く。）を指す。指数表の（※）については、1号認定（P7 参照）の児童を除くものとする。
④	番号 (10)	連携施設での受入れが確保されている者には適用しない。
⑤	番号 (12) (15)	番号(12)・(15)については、調整指数の重複適用は行わない。
⑥	番号 (13) (14)	申込児童の兄弟姉妹・保護者について「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出があった場合に適用する。 ※対象となる兄弟姉妹が複数いる場合でも、調整指数(13)の重複加算はしない。 ※対象となる保護者が複数いる場合でも、調整指数(14)の重複加算はしない。
⑦	番号 (18)	「単身赴任」とは、申込締切日時時点で父母のいずれかが申込児童と生活を異にすることを常態としており、かつ、その状態が入所月の初日においても継続する見込であることをいう。また、単身赴任する父又は母は、その勤務地が日野市から直線距離で100km以上離れており、かつ、その生活の拠点が月20日以上市内に所在しない者でなければならない。
⑧	番号 (20)	「生計中心者」とは、父母のうち最も収入が高い者をいい、当該生計中心者が申込期日の属する月を含まない直近3か月以内に失業した場合に適用する。
⑨	番号 (23) (24)	「納期限を経過した利用者負担の未払」とは、申込児童の属する世帯における他の兄弟姉妹の未払分を含むものとする。ただし、当該世帯が災害等を受けた場合であって、教育・保育給付認定保護者が利用者負担を納期限までに支払うことができないことにつき真にやむを得ない事情があると市が認めたときは、適用しない。

（３）利用調整基準指数が同位の場合の優先順位

- ①兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
- ②利用調整基準指数のうち基本指数の高い世帯
- ③育児休業明けに施設の利用を希望する場合（出生前申込みの世帯も対象、P13 参照）
- ④新規申込みの者
- ⑤入所内定の辞退歴がない申込児童（当該年度、当該申込児童のみ適用）
- ⑥日野市在住期間の長い者（父又は母の長いほうを採用。再転入した場合は再転入日から起算）
- ⑦施設利用希望前年度区市町村民税（父母合算額）の低い世帯

利用者負担額等について



10. 利用者負担額（保育料）と給食費について

（１）利用者負担額（保育料）の決定について

保育にかかる経費の一部を負担していただくため、月単位の利用者負担額をお支払いいただきます。
利用者負担額（保育料）は、父・母の市民税所得割額の合算額に応じて決定をします。

ただし、父・母が非課税で同居の祖父母がいる場合は、祖父母の税額の内いずれか高い方を適用し、利用者負担額（保育料）を決定します。

詳しくは、『利用者負担額基準表』（P36）をご覧ください。なお、住宅借入金等特別税額控除・寄付金控除等がある場合は控除前の税額で算出します。

- ・利用者負担額は各世帯の市民税額（所得割額）、お子さんのクラス年齢（各年度4月1日時点の年齢。年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。）、保育の必要量によって決定いたします。
決定に必要な情報が確認できない場合は、最高額の負担区分で決定します。
- ・利用者負担額は月単位です。月の途中で退所した場合や月の登園日数が少なくても、利用者負担額は軽減されません。
- ・海外就労等で国内に課税情報が無い場合でも、国外の収入額等をもとに保育課で市民税所得割額を仮算定して、利用者負担額を決定いたします。「収入等申告書」をご提出ください。（詳細は、P23をご覧ください。）

【市民税の適用年度と利用者負担額の通知時期】

月	市民税の適用年度	利用者負担額の通知時期
4月～8月分	令和6年度市民税額（所得割額）	4月中旬頃に保育施設経由で通知
9月～3月分	令和7年度市民税額（所得割額）	9月中旬頃に保育施設経由で通知

なお、3歳児クラス以上の利用者負担額決定通知書の発行は、3歳児クラス進級時または3歳～5歳児クラスに入所した際のみとなります。

（２）利用者負担額（保育料）の金額について

市立・私立ともに同額ですが、施設によっては制服代などの諸経費が別途かかることがあります。

また、日野・多摩平幼稚園、百草台幼稚園、たまだいら1・2Smile House 及び ひのめばえ保育園は、利用者負担額のほかに上乗せ徴収等があります。（P37参照）

クラス年齢	利用者負担額（保育料）
3歳～5歳児クラスの全世帯	無償(別途給食費の徴収あり P34 参照)
0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯	無償
0歳～2歳児クラスの住民税課税世帯	利用者負担額基準表（P36）に基づき、令和6年度（又は7年度）市民税額（所得割額）・保育の必要量に応じて決定。

(3) 利用者負担額（保育料）の軽減について

1. 子どもが複数いる世帯の利用者負担額（保育料）の軽減について

東京都の独自事業（保育所等利用多子世帯負担軽減事業）により、保護者と生計を一にする子どもが複数いる世帯の利用者負担額（保育料）は、下記の通りとなります。

多子区分	利用者負担額（保育料）
第1子	利用者負担額基準表（P36 参照）・保育の必要量に基づいて、徴収
第2子以降	無償

※年齢にかかわらず、最年長者の子から順に数えて1人目が第1子、2人目以降が第2子以降となります。

※別居の兄弟であっても、生計を一にする場合（生活費・学資金・療養費等を送金している等）は該当しますので、住民登録を別にする兄弟がいる場合は保育課までお知らせください。

2. 年収約360万円未満相当の要保護者世帯等への軽減について

年収約360万円未満相当（市民税所得割額77,101円未満）の要保護者世帯等の利用者負担額（保育料）は無料となります。

※ここでの要保護者世帯等とは、母子・父子世帯または在宅障害者（児）がいる世帯（身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、国民年金の障害基礎年金を受けている世帯）をいいます。

(4) 利用者負担額（保育料）の減免について

園児本人の傷病・入院により、月のすべての日を休所した場合は、その月の利用者負担額（保育料）が免除となります。「保育所等利用者負担額減免申請書」に必要事項を記入の上、入院または通院の領収書を添付して、保育課へ申請してください。

※申請書の様式は日野市ホームページよりダウンロード可能です。

(5) 利用者負担額（保育料）の変更について

結婚や離婚により扶養義務者が変更になった場合、利用者負担額の再計算が必要になりますので、保育課までご連絡ください（事由発生日まで遡り利用者負担額（保育料）を追加徴収させていただく場合があります）。また、修正申告等により市民税額に変更が生じた場合は、市所有の税情報により利用者負担額（保育料）が変更になる可能性があります。

(6) 給食費の徴収について

3歳～5歳児クラスについては、幼児教育無償化により利用者負担額（保育料）は無償となりますが、給食費の一部については保護者の負担となります。保護者にご負担いただく費用は、給食費のうち副食費（おかず、おやつ等材料費）です。主食費（ごはん、パン等）については、日野市が負担します。※0歳～2歳児クラスの給食費は、利用者負担額（保育料）の中に含まれております。

副食費支払い額は以下となります。

在籍する施設の類型	副食費徴収額
日野市内の市立保育所	4,500 円／月
日野市内の私立保育所、認定こども園	保育所ごとに決定

※日野市以外に所在する保育所等については金額等が異なりますので、在籍する施設等にお問い合わせください。

❖❖ 副食費の支払免除について ❖❖

下記に該当する方は副食費（おかず、おやつ等材料費）の支払いが免除されます。

副食費支払い免除基準
①年収 360 万円未満相当世帯（注 1）の子ども
②すべての世帯の第 3 子（注 2）以降の子ども

（注 1）年収 360 万円未満相当世帯とは、以下のいずれかを指します。

ア：市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯

イ：市民税所得割額が 77,101 円未満の要保護者世帯等

※ここでいう要保護者世帯等とは、母子・父子世帯または在宅障害者（児）がいる世帯（身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている世帯、国民年金の障害基礎年金を受けている世帯）をいいます。

（注 2）第 3 子とは、同一世帯において、2 人以上の就学前児童（兄弟）が次に挙げる施設を利用している場合です。〔国基準〕

○特定教育・保育施設、私立幼稚園（新制度未移行園）、特定地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に通所。

○児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特例保育を利用。

*上記施設に通所又は利用の場合は、在籍証明書の提出が必要です。（幼稚園と企業主導型保育事業は提出不要。P24 参照）

※給食費の多子区分〔国基準〕は、利用者負担額（保育料）の多子区分〔都基準〕とは異なります。

※上の子が東京都認証保育所と保育ママを利用する場合は、多子区分の対象にはなりません。

【市民税の適用年度】

市民税の適用年度の切替により支払い免除が解除となる可能性があります。変更となった場合は、別途通知いたします。

月	市民税の適用年度	通知時期
4月～8月分	令和6年度市民税額（所得割額）	4月中旬頃に通知
9月～3月分	令和7年度市民税額（所得割額）	9月中旬頃に通知

※免除基準である市民税所得割額は、父・母の合算額で決定します。

ただし、父・母が非課税で同居の祖父母がいる場合は、祖父母の税額の内いずれか高い方を適用し、免除判定を行います。

※海外就労等で国内に課税情報が無い場合でも、国外の収入額等をもとに保育課で市民税所得割額を仮算定して、副食費の免除判定を行います。「収入等申告書」をご提出ください。（詳細は、P23をご覧ください。）

❖❖副食費支払免除の解除について❖❖

修正申告等により市民税額に変更が生じた場合は、市所有の税情報により副食費支払い免除が解除になる可能性があります（事由発生日まで遡り副食費を追加徴収させていただく場合があります）。

❖❖副食費の減免について❖❖

日野市内の市立保育所では、その月のすべての日の給食を食べない場合（アレルギー等により給食を全く食べられない、毎日弁当を持参している、1か月以上保育園を長期欠席する等）は、事前に「**保育所等利用者負担額減免申請書**」を提出することにより、副食費の徴収が免除されます。給食を全く食べない月の前月15日までに必ずご提出ください。

※日野市内の市立保育所以外の施設では手続きが異なります。在籍する施設に直接お問い合わせをしてください。

※申請書の様式は日野市ホームページよりダウンロード可能です。

（７）利用者負担額（保育料）・給食費（副食費）の納入方法について

在籍する施設の類型	納入先	納入方法
日野市内の市立保育所	日野市役所	納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。 口座振替依頼書は、入所した際の結果通知に同封いたしますので保育課までご提出ください（郵送可）。 口座振替を希望されない方は、納付書により収納取扱金融機関、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済で納めてください。
日野市内の私立保育所 【 <u>保育料</u> （0～2歳）】		
日野市内の私立保育所 【 <u>副食費</u> （3～5歳）】	各施設	各施設にご確認ください。
認定こども園 小規模保育事業	各施設	各施設にご確認ください。

※日野市以外に所在する保育所等については支払い先等が異なりますので、在籍する施設等にお問い合わせください。

利用者負担額基準表 ♣0 歳児～2 歳児クラス♣

R6.10.1 現在

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯等の区分			利用区分	
階層区分	市民税等による定義		標準時間	短時間
A	生活保護世帯又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	A 階層を除き、市民税非課税の世帯		0	0
C	A 階層を除き、市民税のうち均等割のみ課税の世帯		2,500	2,400
D1	A 階層を除き、所得割課税額が 0 円以上の世帯	56,500 円未満	4,700	4,600
D2		56,500 円以上 63,500 円未満	6,200	6,000
D3		63,500 円以上 71,000 円未満	8,300	8,100
D4		71,000 円以上 89,000 円未満	10,900	10,700
D5		89,000 円以上 107,500 円未満	13,900	13,600
D6		107,500 円以上 127,000 円未満	17,500	17,200
D7		127,000 円以上 145,000 円未満	21,300	20,900
D8		145,000 円以上 162,500 円未満	25,000	24,500
D9		162,500 円以上 180,500 円未満	28,700	28,200
D10		180,500 円以上 198,500 円未満	32,300	31,700
D11		198,500 円以上 216,500 円未満	35,000	34,400
D12		216,500 円以上 234,500 円未満	36,100	35,400
D13		234,500 円以上 258,500 円未満	37,600	36,900
D14		258,500 円以上 273,500 円未満	38,700	38,000
D15		273,500 円以上 289,000 円未満	40,200	39,500
D16		289,000 円以上 303,500 円未満	41,300	40,500
D17		303,500 円以上 333,500 円未満	42,100	41,300
D18		333,500 円以上 363,500 円未満	42,800	42,000
D19		363,500 円以上 393,500 円未満	43,400	42,600
D20		393,500 円以上 549,500 円未満	44,100	43,300
D21		549,500 円以上	44,800	44,000

※調整控除を除く各種税額控除前の税額から、定額減税額を控除した額を算定の根拠とします。

※年齢にかかわらず、生計を一にする子の最年長者から第1子として数え、多子区分を決定します。

別居の兄弟であっても、生計を一にする場合(生活費・学資金・療養費等を送金している等)は該当 しますので、住民登録を別にする兄弟がいる場合は保育課までお知らせください。

※年収360万円未満相当の要保護者世帯等については、軽減措置が適用されます。

詳しくはしおりの「年収約360万円未満相当の要保護者世帯等への軽減について(P33)」をご覧ください。

※利用者負担額決定に必要な情報が確認できない場合は、最高額の階層区分で決定します。

11. 上乗せ徴収がある施設について

下記施設については、入所時に負担金があり、月々の上乗せ徴収があります。

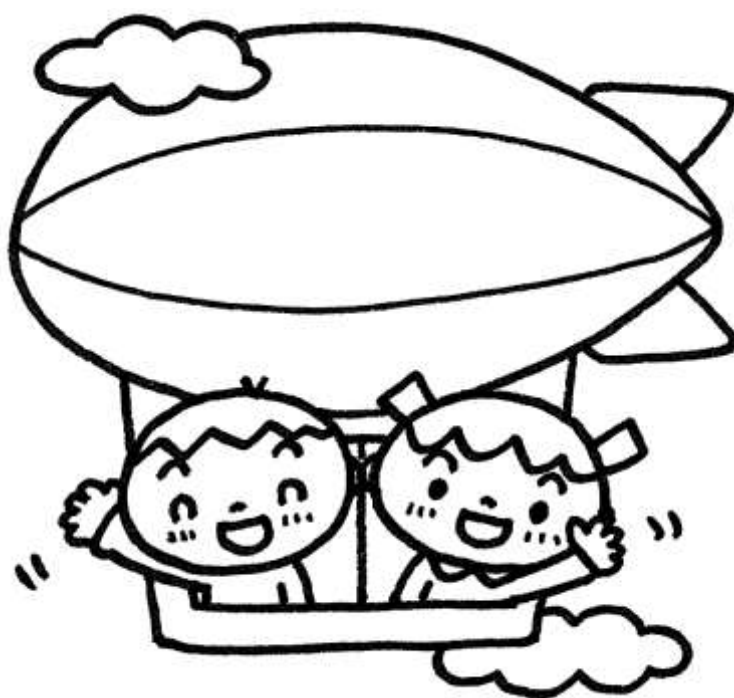
0歳～2歳児のクラスは、利用者負担額基準表（P36）に基づく基本の利用者負担額（保育料）に加えて徴収されます。

3歳～5歳児のクラスは、幼児教育無償化により基本の利用者負担額（保育料）は無償となりますが、実費分や上乗せ徴収分は幼児教育無償化の対象外となるため徴収されます。

区分	保育施設名	上乗せ徴収予定額
認定 こども園	日野・多摩平幼稚園	入所時：60,000円 （入園準備金:50,000円、施設整備費:10,000円） 毎月：19,000円 （上乗せ徴収:12,000円、施設維持費:500円、 食育活動費:6,500円） その他：冷暖房費、バス希望者バス維持費、実費徴収有り
	百草台幼稚園	入所時：20,000円（入園準備金） 毎月：6,500円 （上乗せ徴収:500円、給食費:3,700円、 施設充実費:1,800円、教材費:500円） その他：実費徴収有り（施設設備費（バス代）など）
小規模 保育事業	ただいま1・2 Smile House	入所時：10,000円（施設整備費） 毎月：3,500円（上乗せ徴収、施設維持費） その他：実費徴収有り
	ひのめばえ保育園	入所時：10,000円（環境整備協力金） 毎月：2,000円（上乗せ徴収） その他：実費徴収有り



入所後の手続きについて



12. 入所後の手続きについて

家庭状況等が変わった場合は、必ず届出をお願いします。届出がない場合には、退所となる可能性があります。各種様式については日野市ホームページからダウンロードできます。また、保育課窓口・各保育施設でも配布しております。

(1) 家庭状況調査について

毎年1回程度、家庭状況調査を行い、保育の継続の可否について確認します。施設を通して（市外施設に在所の方には郵送で）通知を配布しますので、必要書類をご提出ください。なお、紙での提出の他に電子での提出も受け付けています。締切までに必要な書類の提出がない場合及び保育が必要な理由が確認できない場合は、退所となります。

(2) 家庭状況が変わった場合

転居・就職・転職・退職・氏名変更・世帯員（増・減）・保育が必要な理由・その他変更が生じた場合は、速やかに「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」と変更を証明する書類をご提出ください。変更に関する書類を提出せずに、のちに変更が発覚した場合には、退所となる可能性があります。

(3) 退職した場合

労働認定の保護者が退職した場合は、退職日の属する月の月末で退所となります。「**退所届出書**」をご提出ください。引き続き在所を希望する場合は「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」をご提出ください。保育希望理由を求職活動に変更します。退職月の翌月から3か月目の15日（15日が土・日・祝の場合はその前開庁日まで）までに新しい勤務先の「**就労証明書**」を提出していただき、4か月目の1日までに労働を開始してください。

就労証明書を提出できない場合には退所となりますが、求職活動の理由での再申込みは可能です。なお、受付締切時期が各月10日（土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）になっておりますので、再度の申込みの際にはご注意ください。

(4) 転職された場合

転職された場合には、必ず「**就労証明書**」、退職日を記入した「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」をご提出ください。また、転職後も、毎月48時間以上の就労が必要となります。

なお、「就労証明書」提出後に就労実績の確認をさせていただきます。

郵送で就労証明書を提出される場合にも、子育て課(学童クラブ)・保育課(保育所)それぞれに就労証明書を郵送するようにしてください。

(5) 出産に伴い退職される方

出産予定月の2か月前（3か月前の末日は可。以下同じ。）まで労働を続けた場合は、支給認定の保育希望理由を労働から出産に切り替え、出産後2か月まで在所することができます。「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」と「**母子健康手帳（表紙と出産予定日の載っているページ）の写し**」をご提出ください。ただし、期間経過後は必ず退所となりますので、引き続き在所を希望する場合は再申込みが必要です。出産予定月の2か月より前に退職した場合には、退職日の属する月の月末で保育施設は退所となります。

(5) **重要** 産前産後休業を取得する場合

産前産後休業を取得する場合は、休業取得前に必ず「**産前産後休業証明書**」をご提出ください。産後休業終了日の翌月1日までに復職する必要があります。復職後、「**復職証明書**」の提出が必要です。

また、出産後に育児休業を取得する場合は、「**育児休業証明書**」をご提出ください。「**復職証明書**」「**育児休業証明書**」のいずれかの提出がない場合には退所となります。

(6) **重要** 育児休業を取得する場合

育児休業の取得が決まった時には、休業取得前に「**育児休業証明書**」をご提出ください。

上のお子さんは、生まれたお子さんが満1歳を迎える日が属する年度の年度末まで在所できますが、この期間を超えて育児休業を取得される場合には、上のお子さんは退所となります。

ただし、生まれたお子さんが満1歳を迎える日が属する年度の翌年度4月の保育所入所が決定した場合は、5月1日までに復職すればよいため、最長4月30日まで育児休業を取得することができます。

例 1) 下の子が令和6年11月1日生まれの場合

上の子の在所期限は令和8年3月31日までとなります。

例 2) 下の子が令和7年1月1日生まれの場合

上の子の在所期限は令和8年3月31日までとなります。

【5歳児クラスのお子さんについて】

特例として、お生まれになったお子さんが1歳年度末を迎えた翌4月の保育施設を復職希望で申込みを行い、入所保留となった場合、育児休業を継続して取得できる期間に限り、「育児休業」の事由で引き続き在所できます。

【復職の際に必要な手続き】

復職後に「**復職証明書（日野市様式）**」の提出が必要になりますが、申込時の勤務先に同条件で復職することを条件に申込受付および利用調整を行っていますので、同条件で復職できない場合には、退所となります。復職に伴い保育の必要量の変更が必要な場合は「**教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 家庭状況変更届**」を育児休業の終了日が属する月の前月15日（15日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は前開庁日）までにご提出ください。ただし、在所児童の弟妹の入所が決定した場合、在所児童の認定内容は下のお子さんの申請内容に合わせて変更しますので手続きは不要です。

(7) 日野市外に転出される方

日野市外に転出される場合は「**退所届出書**」をご提出ください。状況によってさまざまな手続きが必要となりますので必ず保育課へご連絡ください。

転出先での認定があれば、転出後も日野市の保育施設に通い続けることは可能ですが、産前産後休業・育児休業中で在所している場合は、転出先の区市町村により適用外となることがあります。

(8) 保育施設を休所する場合

保育施設を休所する場合は施設にお伝えください。最大2か月間休所することができます。ただし、特別な事情があり2か月を超える場合は事前に保育課にご相談ください。

なお、休所理由が園児本人の傷病・入院による場合で、月のすべての日を休所した際には利用者負担額が免除となります。「**保育所等利用者負担額減免申請書**」にご記入の上、申請してください。申請には、入院または通院の領収書が必要です。（P33参照）

また、日野市の市立保育所の3歳児～5歳児クラスに在籍する園児については、その月のすべての日を休所する場合、休所予定月の前月15日までに「**保育所等利用者負担額減免申請書**」を提出すれば、休所月の副食費（おかず、おやつ等材料費）が免除されます。

(9) 保育施設を退所する場合

退所が決定した場合には、早急に保育課へ「**退所届出書**」をご提出ください。退所月の月末までに提出されない場合は、登園していなくても翌月分の利用者負担額の納入義務が生じます。

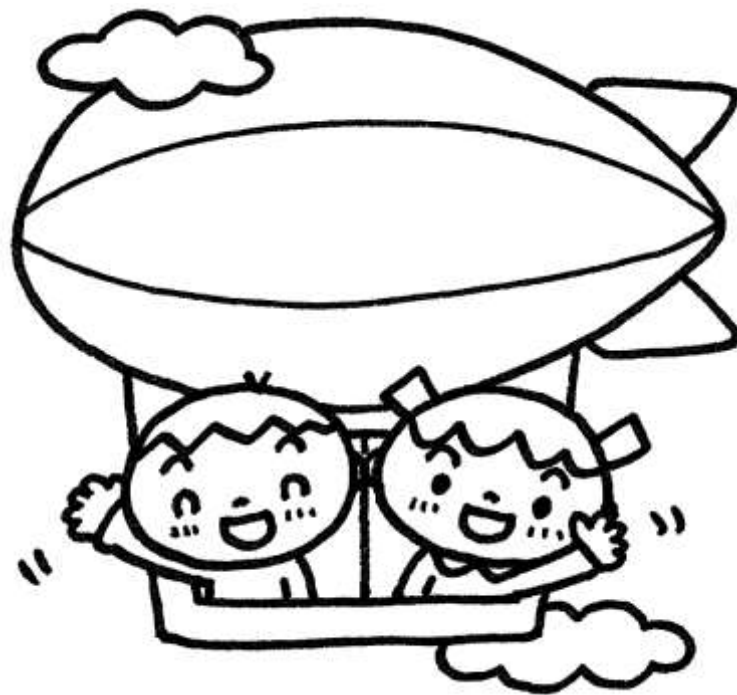
(10) 求職活動の要件で再度の申込みをする場合

求職活動の要件で入所後3か月目の書類提出締切日までに就労証明書の提出がない場合は退所となります。翌月1日以降も保育所の利用を希望する場合は、翌月利用申込締切日までに必要書類を用意したうえで再度の申込みをしてください。

(11) 入所後に関する Q&A

質問	回答
Q1（育児休業） 重要 現在育児休業中で4月入所が決定しました。5月1日が日曜日のため、5月2日の復職になりますが、構わないでしょうか？	入所が決定した場合、利用を開始した月の翌月1日までに必ず復職する必要があります。5月1日が日曜日であったとしても、5月2日以降の復職は認められず、退所となります。そのような場合には、4月中に復職していただくよう、お勤め先とあらかじめ調整していただく必要があります。また、5月2日以降の復職しかできない場合は、4月入所の申込みはできず、5月入所の申込みとなります。
Q2（産休・育休） 子どもが認可保育園に在園しています。この度、産前産後休業、育児休業を取得するのですが、保育園に預ける時間を短くしないといけないのでしょうか？	保育課で認定する保育時間は、保護者の方で決めることができます。産前産後休業・育児休業を取得するために必ずしも保育時間を短くする必要はありません。 必要に応じて、保育園より登園・降園時間の調整のご協力をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
Q3（労働認定） 労働認定で保育園を利用しています。子どもや家族、保護者自身が体調を崩して月48時間以上働けていない月がある場合には退所になりますか？	退所になる可能性があります。 日野市では、年間を通じて毎月48時間以上の労働をされる方が「労働」の認定を受けることができます。 そのため、予定していなかった休みを取得した場合でも、その上で48時間以上の労働実績を確保する必要があります。 不意な休みにも対応できるよう雇用契約は48時間ぎりぎりではない時間をお勧めしています。

保育施設について



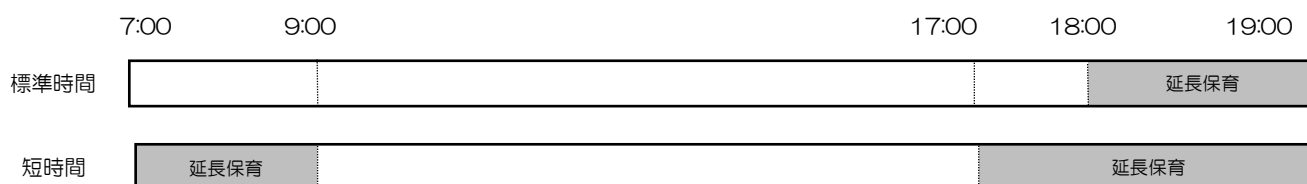
13. 保育時間と保育内容

- ・保育施設の休日：日曜日・祝日・1月2日～3日・12月29日～31日
※日野・多摩平幼稚園、百草台幼稚園、たまだいら1・2 Smile House、ひのめばえ保育園は、土曜日
もお休みです。（日野・多摩平幼稚園は、創立記念日、行事代休日等もお休みとなります。）

（１）保育時間

- ・保育施設は教育・保育給付認定で認められた理由以外では原則、利用することができませんのでご了承ください。
- ・保育施設の開所時間：全ての保育施設で11時間開所を行っていますが、開所時間は施設によって異なります。（保育施設情報P50～参照）

【基本的な保育時間】



標準時間・・・一日あたり11時間、短時間・・・一日あたり8時間（P12参照）

※短時間の場合、保育施設の開所時間内で、8時間まで保育を利用する事ができます。

利用できる時間については各施設で異なりますので、ご注意ください（保育施設情報P50～参照）。

8時間利用の基本時間以外は延長保育料がかかります。

【慣らし保育】

入所当初は、徐々に保育施設的环境に慣れていただくための『慣らし保育』を1週間程度行う場合があります。慣らし保育中は、保育時間が短くなることがありますのでご注意ください。

（２）保育施設の生活（標準時間の一例）

保育施設では健康状態の観察・年齢に応じた遊び・食事などの保育をしています、施設ごとに特色があります。

時間	乳児（0歳児）	乳児（1・2歳児）	幼児（3～5歳児）
7:00	順次登園 遊び	順次登園 遊び	順次登園 遊び
9:15	おやつ	おやつ	クラス活動
9:30	遊び・散歩 睡眠	遊び・散歩・戸外活動 等	（戸外・体育活動、 製作、音楽リズム 等）
10:30	離乳食		
11:00		食事	
11:30			食事
12:30	昼寝	昼寝	読み聞かせ 昼寝
14:45	目覚め	目覚め	目覚め
15:00	おやつ 遊び 順次降園	おやつ 遊び 順次降園	おやつ 遊び 順次降園
17:00	夕方保育	夕方保育	夕方保育
18:00	延長保育(1歳～)	延長保育	延長保育
19:00	保育終了	保育終了	保育終了

年間行事

- 4月 子どものつどい
- 5月 遠足
- 6月 カレーパーティー
- 7月 夏まつり
- 8月 プール・水遊び
- 10月 運動会 遠足
- 11月 芋煮会
- 12月 お楽しみ会
- 1月 お正月遊び
- 2月 節分 お別れ遠足
- 3月 お別れ会食会
卒園式（☆5歳クラス）

月行事

誕生会・身体計測・防災訓練等

保護者参加行事

懇談会・保育参観・個人面談
運動会・お楽しみ会

◎利用申込前に保育施設を見学することをお勧めします。見学が可能かどうかは各施設へ直接ご連絡下さい。
施設の情報は、各施設が開設しているホームページなどでご確認ください。

14. 市立保育所について

(1) 市立保育園全体のあり方について

市は、これまで行財政改革大綱に基づき、市立保育園の運営を民間に順次移行して参りました。昨今、未就学児人口の減少に伴う保育需要の減少傾向がある一方、多様な支援ニーズへの対応も求められています。日野市において、将来にわたり持続可能な保育サービスを維持するために、今後の保育需要の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、市の保育行政のあり方や、市立保育園全体のあり方、各園の今後の方向性などについて検討を進めています。

令和6年度においては、子ども・子育て支援会議などの意見を踏まえて、市立保育園も含めた子育て支援施設の個別施設計画(※)を策定予定です。その中にて、市立保育園の民間移行も含めた各園の今後の方向性についても決めていく予定です。詳細が決まりましたら市民の皆さまにお知らせをいたします。

(※) 個別施設計画

市の公共施設について、学校や保育園などの施設類型ごとに現状と課題を整理して、今後の各施設の基本的な方向性と考え方を定める計画。

(2) 市立みさわ保育園について

市の保育行政のあり方や保育園全体のあり方について検討を行った結果、みさわ保育園については、民営化は行わないこととし、市の東側の市立保育園として「保育所型認定こども園化」などの多機能化の実施に向けて検討を進めてまいります。

(3) 市立みなみだいら保育園について

みなみだいら保育園が併設される「都営日野平山アパート5号棟」での保育は、東京都による団地建替え工事のため、令和10年度末までとなります。令和11年度から保育園隣の6号棟跡地に新たな保育園の開設を検討しています。開設後の運営主体は民間保育園への変更も含めて検討しています。令和7年度に入園する1歳児(令和11年度に5歳児)以降の園児は、新設される保育園に移動が必要となるため、あらかじめご理解の上、お申し込みください。

(4) 市立あらい保育園について

あらい保育園が併設される「都営日野新井アパート」は、東京都による団地建替え工事が進められています。東京都によれば、1～3棟ずつ旧棟の解体工事及び新棟の建築工事が順番に進められており、工事はこの先約5～10年にわたって続く予定とのことです。

なお、旧棟解体工事にあたっては、一部にアスベストを含有している建築部材が含まれる場合がありますが、法令に基づき適切に処理していくことを確認しております。

(5) 市立あさひがおか保育園について

あさひがおか保育園は平成17年から、隣接する第七幼稚園と共通カリキュラムによる保育(「あさひがおか幼児園」活動)を行っています。

15. 延長保育(時間外保育)について

延長保育をご利用いただくには、各保育施設での申込みが必要です。施設によって実施時間・利用料金が異なります(保育施設情報P50～参照)。詳しくは各施設へお問い合わせください。

16. 給食について

お子さんが心身共に健やかに成長できるように、食品衛生法に基づき、安全でおいしい給食作りをしています。月齢に見合った離乳食、食物アレルギー児への食事対応、ご家庭や園児への食育を実施しております。また、食物アレルギーでも、除去食品によっては保育所で対応できない場合や、食事に配慮が必要な場合は、一部お弁当持参になることもあります。なお、認定こども園についてはP46をご覧ください。市立保育所については、月ごとの献立表を日野市のホームページに掲載しております。

17. 途中卒園・進級について

以下の保育施設は、小学校就学前に卒園、卒園後に本園または提携園に進級となる保育施設となります。保育施設により進級先の決定方法等が異なりますのでよくご確認ください。

区分	保育施設名	卒園年齢	進級・提携園	備考
認可 保育所	あおぞら東豊田保育園	2 歳児	あおぞら多摩平保育園	進級園以外の 保育施設を希 望する場合は、 申込みが必要 です。
	栄光豊田駅前保育園		栄光多摩平中央保育園	
	(仮称) わらべ豊田駅南口保育園		あおぞら多摩平保育園 栄光ただいら保育園 わらべ日野市役所東保 育園 ※進級先の決定については 利用調整を行います。	
小規模 保育 事業	マジオたんぽぽ保育園 日野ルーム	2 歳児	みさわ保育園 もぐさ台保育園 ※進級先の決定については 利用調整を行います。	進級園以外の 保育施設を希 望する場合は、 申込みが必要 です。
	ののほな保育園		みなみだいら保育園	
	ただいら 1・2Smile House		日野・多摩平幼稚園	
	栄光ひまわり保育園		ひらやま保育園	
	ひのめばえ保育園		日野ふたば幼稚園 (※)	

(※) 進級先は、保育施設ではなく幼稚園となります。(幼稚園児として進級します)

日野ふたば幼稚園運営主体：学校法人 AppreSeed 学院 所在地：東豊田 2-20-2

Tel：581-3828 保育時間：9 時～14 時 預かり保育時間：7 時～9 時、14 時～18 時

18. 認定こども園について

以下の保育施設は日野市へ申込みをしていただき、日野市で利用調整を行います。保育の必要がない場合（通常の幼稚園児）については、各幼稚園に直接申込みとなります。通常の保育施設（認可保育所）との違いや施設の教育方針をご理解・ご了承のうえ、申込みください。

区分	保育施設名	備考
認定 こども園	日野・多摩平幼稚園	①18 時以降の延長保育がありません (18 時閉園のため) ②給食は外部搬入です (自園調理ではありません。) ③お弁当持参の日があります (毎週月曜・金曜、給食センター 夏季・年末年始休業日) ④土曜、創立記念日、行事代休日等はお休みです
	百草台幼稚園	①18 時 30 分以降の延長保育がありません (18 時 30 分閉園のため) ②給食は外部搬入です (自園調理ではありません。) ③お弁当持参の日があります (4 月全日、5 月の火曜・水曜、6 月以降の水曜・長期休暇 中) (ただし、4 月と長期休暇に限り、希望者は実費で給食発 注可能です) ④土曜保育は実施しておりません

<認定こども園の利用調整について>

認定こども園については、認定こども園を第1希望にしている児童を優先し、『利用調整基準指数表』（P28～30）に基づき利用調整を行います。

兄弟姉妹同時申込みで、かつ1人でも兄弟姉妹の第1希望に認定こども園を入れる場合、第1希望の認定こども園の利用調整をする際に、兄弟姉妹同時申込み時の条件が考慮されませんのでご注意ください。

認定こども園を第1希望にする場合と、しない場合で利用調整方法が異なりますので、下記の例をご確認ください。

例1) 認定こども園を第1希望にする場合

(以下 A：認定こども園、B～G：認定こども園以外の認可保育施設)

【兄弟姉妹同時申込時の条件設定例】

兄弟姉妹全員が、同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する。

希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する。



→利用可能な保育施設



→利用決定となる保育施設

①第1希望の認定こども園に入所できる場合

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 **A** B C D E F

3歳児のAの利用調整をする際には、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮しません。

5歳児はDのみ枠があり、3歳児はA、C、Dの枠がある場合でも、3歳児は第1希望のAに決定いたします。

②第1希望の認定こども園に入所できない場合

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 ~~A~~ B C D E F

3歳児のB～F、5歳児のB～Gについて兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮し利用調整をいたします。5歳児はDのみ枠があり、3歳児はC、Dの枠がある場合、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮し、共にDに決定します。

例2) 認定こども園を第1希望にしない場合

【兄弟姉妹同時申込時の条件設定例】

兄弟姉妹全員が、同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する。

希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する。

5歳児 B C **D** E F G

3歳児 B **A** C D E F

3歳児は第2希望にAを入れているため、Aも含め兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮して利用調整を行います。5歳児はDのみ枠があり、3歳児はA、C、Dの枠があった場合、兄弟姉妹同時申込時の条件を考慮し、共にDに決定します。

19. 保育施設情報

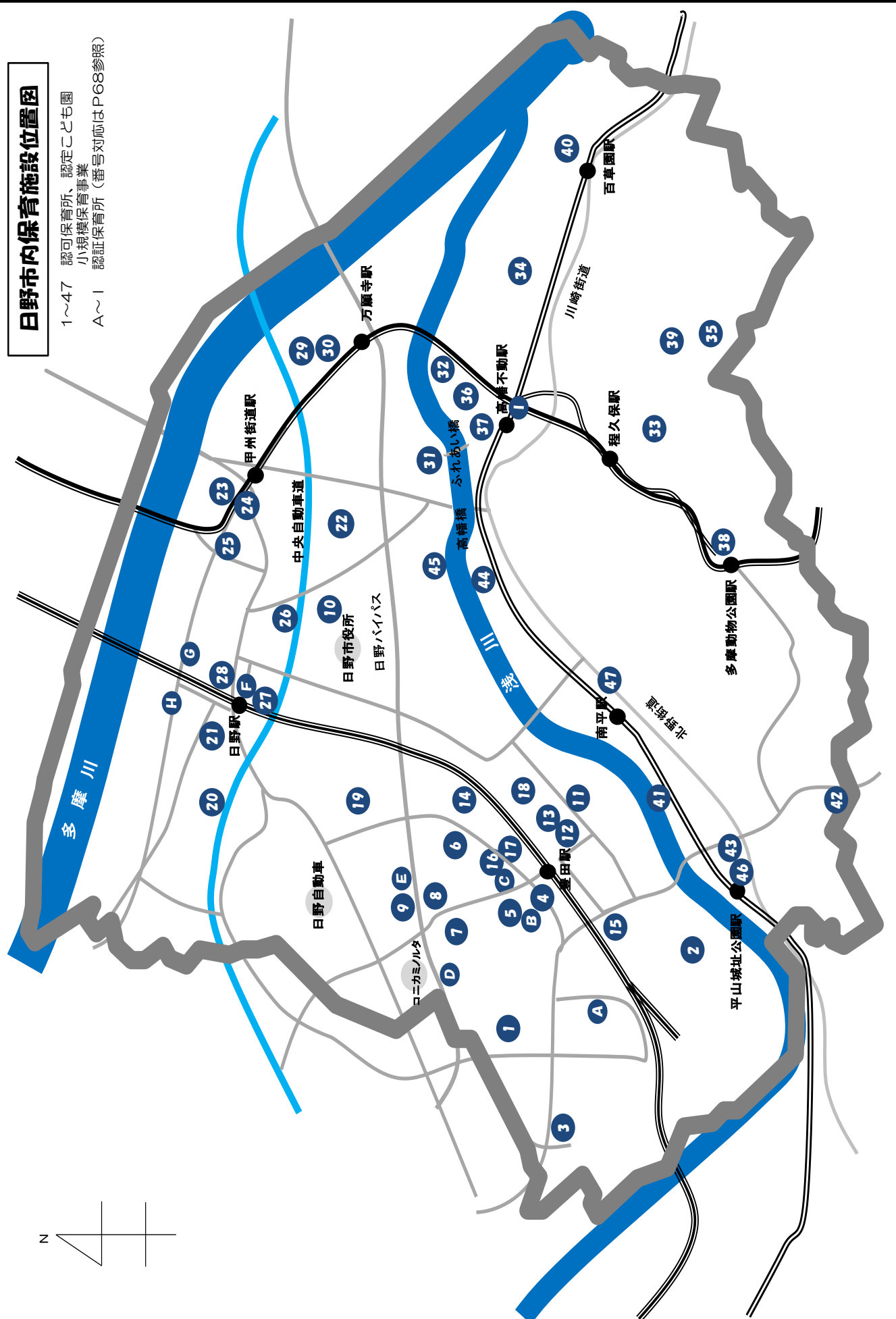
	区分	施設名	所在地	電話番号	クラス年齢	地図番号
旭が丘・多摩平・豊田・東豊田・東平山・西平山・神明	市立保	あさひがおか保育園	旭が丘2-42-1	581-7676	0~5	1
		ひらやま保育園	東平山1-7-13	581-9225	1~5	2
	私立保	あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	旭が丘5-20-3	587-6601	0~5	3
		栄光豊田駅前保育園	多摩平1-2-1	587-0908	1~2	4
		ひよこハウス多摩平	多摩平1-8-2	582-8861	0~5	5
		栄光多摩平の森保育園	多摩平2-8-5	843-2567		6
		栄光多摩平中央保育園	多摩平3-1-15	843-4160		7
		栄光たまだいら保育園	多摩平4-4-2	581-0004	1~5	8
		あおぞら多摩平保育園	多摩平6-1-2	582-3755	0~5	9
		わらべ日野市役所東保育園	神明1-13-2	589-7711		10
		芝原保育園	豊田1-18-5	582-5177		11
		(仮称) わらべ豊田駅南口保育園	豊田3-30-6	042-692-1161※	0~2	12
		豊田保育園	豊田4-10-3	581-3451	1~5	13
		あおぞら東豊田保育園	東豊田3-12-7	583-7648	0~2	14
		ひよこハウス豊田	東平山3-1-1	585-7069	0~5	15
	こども園	日野・多摩平幼稚園	多摩平2-9-3	581-0436	3~5	16
	小規模	たまだいら1・2 Smile House	多摩平2-13-30	843-1875	1~2	17
		ひのめばえ保育園	東豊田2-29-1	843-2834		18
大坂上・新町・日野・日野本町・万願寺・栄町	市立保	おおくぼ保育園	大坂上4-10-2	584-3690	0~5	19
		しんさかした保育園	新町3-17-4	584-8277		20
	私立保	日野保育園	新町1-5-6	581-0249	0~5	21
		日野第二保育園	日野311-3	581-3788		22
		至誠第二保育園	日野1183-3	581-0446		23
		至誠あずま保育園	日野1321-1	533-6686		24
		よつぎ日野保育園	日野1367番地	587-1151		25
		至誠ひの宿保育園	日野本町2-14-1	582-1019		26
		しせい太陽の子保育園	日野本町3-3-3	586-6433		27
		日野駅前かわせみ保育園	日野本町4-6-14	581-2233		28
		至誠いしだ保育園	万願寺1-22-1	584-3100		29
		万願寺保育園	万願寺2-31-8	587-0592		30
		子どもの森あさかわ保育園	万願寺5-3-8	843-2080		31
新井・高幡・程久保・三沢・百草	市立保	あらい保育園	新井3-1-3	591-6132	1~5	32
		たかはた台保育園	程久保650	591-2231		33
		みさわ保育園	三沢200	591-6131		34
		もぐさ台保育園	百草1002-4	591-0880	0~5	35
	私立保	むこうじま保育園	新井3-3-20	599-5561	0~5	36
		たかはた北保育園	高幡507-4	591-5003	0~5	37
		日野わかば保育園	程久保3-21-2	593-5551		38
	こども園	百草台幼稚園	百草999百草団地2-5	591-1729	3~5	39
平山・上田・南平	小規模	マジオたんぽぽ保育園日野ルーム	百草193	594-5023	1~2	40
	市立保	みなみだいら保育園	平山4-20-1	591-2468	1~5	41
		栄光平山台保育園	平山2-1-1	592-2345	0~5	42
	私立保	栄光保育園	平山5-7-11	593-1538		43
		つくしんぼ保育園	南平5-8-2	591-6153		44
		上田せせらぎ保育園	上田488-2	843-1722		45
	小規模	栄光ひまわり保育園	平山5-8-8	506-9470	0~2	46
		ののほな保育園	南平7-22-29	511-3436	1~2	47

市立保…市立保育所 私立保…私立保育所 こども園…認定こども園 小規模…小規模保育事業

※(仮称) わらべ豊田駅南口保育園の電話番号は法人本部の番号を記載しています

日野市内保育施設位置図

1～47 認可保育所、認定こども園
小規模保育事業
A～I 認証保育所（番号対応はP68参照）



●旭が丘・東平山

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
1	あさひがおか保育園	市立保育園	日野市	S49.5.1	あり	あり	なし	3台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
旭が丘2-42-1			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		100	6	13	18	23	26	28	114	
		保育時間	11時間利用				8時間利用			
			7:00~18:00				9:00~17:00			
		延長時間	18:00~19:00				7:00~9:00 17:00~19:00			
		時間外保育	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円							
		備考	・築山のある広い園庭と緑豊かな自然の中で友だちといろいろな経験を共有し育ち合います。 ・第七幼稚園と「あさひがおか幼稚園」として同じカリキュラムで保育（活動）を行っています。 ＊幼稚園の交流活動を5歳児中心に行っています。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩25分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
2	ひらやま保育園	市立保育園	日野市	S41.5.1	あり	あり	なし	4台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
東平山1ー7ー13			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		100	ー	10	12	24	25	26	97	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		時間外保育	【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円							
		備考	・浅川に近く緑の多い自然豊かな環境で明るく健康な子どもを育てます。 ・地域との交流活動の中でやさしい気持ちで接する子どもを育てます。							
最寄駅(所要時間)	平山城址公園駅徒歩7分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
3	あおぞら東豊田保育園旭が丘分園	私立保育園	(福)あおぞら福祉会	H13.4.1	なし	あり	なし	なし		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
旭が丘5-20-3			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		29	4	5	5	5	5	5	29	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		延長保育料	満1歳から利用可能 【8H利用】7:00~9:00 17:00~18:00 1回各200円 【8H、11H利用】18:01~19:00 1回600円 上限利用3000円 *土曜日の延長保育は実施しておりません。							
備考		・土曜日は、あおぞら多摩平保育園で合同保育を行います。(土曜のみ18:00まで) ・旭が丘小学校の東隣り、0~5歳児まで29名の小規模な保育園です。 ・ひとつの家族のように一緒に考え、楽しみながら過ごしています。								
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩25分									

●多摩平

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
4	栄光豊田駅前保育園	私立保育園	(福)栄光会	H22.4.1	なし	なし	なし	なし		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
多摩平1-2-1		587-0908	20	—	10	10	—	—	—	20
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00			
			延長保育料	【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり						
備考			- 土曜日は、栄光多摩平中央保育園で合同保育を行います。 3歳からは、栄光多摩平中央保育園へ進級となります。 - JR豊田駅1分。少人数の保育園です。家庭的な雰囲気をお心がけ保育をします。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩1分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
5	ひよこハウス多摩平	私立保育園	(福)大家族	H13.12.1	なし	あり	なし	5台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
多摩平1-8-2		582-8861	90	15	15	15	15	16	15	91
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
			延長時間	7:00~18:00			9:00~17:00			
				18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00			
			延長保育料	満1歳以上から 30分 300円 1時間600円 月上限 5,000円						
備考			・ゆったりとした温かい雰囲気の中で一人一人を大切に丁寧な保育を目指す、小児科医が運営に関わり子どもたちと親密にふれあっている園です。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩5分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
6	栄光多摩平の森保育園	私立保育園	(福)栄光会	H30.4.1	なし	あり	3歳以上	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
多摩平2-8-5		843-2567	120	10	22	22	24	24	27	129
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00				
			延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00			
			延長保育料	※満1歳から利用可 【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり						
備考			・豊かな自然の中で、様々な体験を通し、明るく強くのびのびとした豊かな人格形成を目指す保育を心掛けています。							
最寄駅(所要時間)		豊田駅徒歩8分								

●多摩平

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
7	栄光多摩平中央保育園	私立保育園	(福)栄光会	H29.4.1	なし	あり	3歳以上	5台		
住所	電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数							
多摩平3-1-15	843-4160		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		130	10	18	18	30	29	29	134	
		保育時間	11時間利用				8時間利用			
			7:00~18:00				9:00~17:00			
		延長時間	18:01~20:00				7:00~9:00 17:01~20:00			
		延長保育料	※満1歳から利用可 【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり							
備考	・駐車場は送迎のみで駐車できません。 ・「次世代に担う子どもは未来の宝」子どもたち一人一人に寄り添い、楽しい保育を進めています。笑顔いっぱいの保育園です。									
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩10分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場			
8	栄光たまだいら保育園	私立保育園	(福)栄光会	R4.4.1	なし	あり	なし	5台			
住所		電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数							
多摩平4-4-2		581-0004		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
			122	—	15	18	29	30	30	122	
			保育時間	11時間利用			8時間利用				
				7:00~18:00			9:00~17:00				
			延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00				
			延長保育料	【8H利用】単発 7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 月極 17:00~18:00 500円/1時間18:01~19:00 500円/4回以上 19:00~20:00 700円/3回まで 4回以上2500円 【8H、11H利用】単発 18:01~19:00 700円/1時間 月極 18:01~19:00 2500円 月極・単発共に19:01~20:00 700円/3回まで 4回以上2500円							
			備考	・一人ひとりの子どもの秘めた可能性を伸ばすために様々な体験を味わい、子どもたちの想像力の糧になれるよう、職員一同それぞれの専門性を生かして、子どもたちが明るく強くのびのびと成長していけるよう日々丁寧な保育を進めています。 ・令和4年度より民営化移行しました。令和8年度より延長保育料が変更になります。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩10分										

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
9	あおぞら多摩平保育園	私立保育園	(福)あおぞら福祉会	H20.4.1	なし	あり	なし	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
多摩平6-1-2		582-3755	120	7	11	12	30	31	31	122
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:00~20:00			7:00~9:00 17:00~20:00			
			延長保育料	満1歳から利用可能 【8H利用】7:00~9:00 17:00~18:00 1回200円 【8H・11H利用】18:01~19:00 1回600円 上限利用3000円 19:01~20:00 1回600円 上限利用3000円 *土曜日の延長保育は実施していません。						
備考			・保育園の屋上や園庭、近所の公園で元気いっぱい遊んでいます。 ・土曜日のみ18:00までの保育です。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩15分									

●神明・豊田

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
10	わらべ日野市役所東保育園	私立保育園	(福)清心福祉会	R1.5.1	なし	あり	なし	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
神明1-13-2			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
589-7711		152	15	26	27	28	28	28	152	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:15~18:15			8:45~16:45				
		延長時間	18:16~19:30			7:15~8:45 16:46~19:30				
		延長保育料	満1歳の誕生日月の次の月から利用可 7:15~8:45 無料、 18:16~19:30 有料 【19:15まで1H延長】1回600円 上限利用3,000円 捕食代1食50円 【19:30まで1H15M延長】上記金額に150円プラス/回 上限なし利用回数分徴収							
		備考	・実践女子学園のグラウンドの一部にあり、雄大なロケーションを背景に、一人ひとりの育ちに寄り添った保育を実践してまいります。							
最寄駅(所要時間)	日野駅徒歩16分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
11	芝原保育園	私立保育園	(福)ねぐるみ会	H22.4.1	なし	あり	なし	7台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
豊田1-18-5		582-5177	100	9	15	18	20	20	20	102
		保育時間	11時間利用				8時間利用			
			7:00~18:00				9:00~17:00			
		延長時間	18:00~20:00				7:00~9:00 17:00~20:00			
		延長保育料	1歳になる月から 一か月5,000円 【8H利用】7:00~9:00/17:00~18:00 30分毎100円 【8H、11H利用】18:01~18:30 300円 							

地図番号	施設名		区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
12	(仮称)わらべ豊田駅南口保育園		私立保育園	(福)清心福祉会	R7.4.1	なし	なし	なし	1台		
住所		電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数							
豊田3-30-6		042-692-1161※		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
			24	6	9	9	—	—	—	24	
			保育時間	11時間利用			8時間利用				
				7:15~18:15			8:45~16:45				
			延長時間	18:15~19:30			7:15~8:45 16:45~19:30				
			延長保育料	満1歳の誕生日月の次の月から利用可 7:15~8:45 無料、 18:16~19:30 有料 【19:15まで1H延長】1回600円 上限利用3,000円 捕食代1食50円 【19:30まで1H15M延長】上記金額に150円プラス/回 上限なし利用回数分徴収							
			備考	豊田駅南口に近い、小規模保育園になります。 ひとりひとりに寄り添った保育を実践してまいります。 ※電話番号は法人本部の番号を記載しています。							
最寄駅(所要時間)		豊田駅徒歩5分									

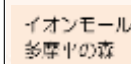
※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
14	あおぞら東豊田保育園	私立保育園	(福)あおぞら福祉会	S46.12.1	なし	あり	なし	3台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
東豊田3-12-7		583-7648	31	9	10	12	—	—	—	31
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
			延長保育料	満1歳から利用可能 【8H利用】7:00~9:00 17:00~18:00 1回各200円 【8H、11H利用】18:01~19:00 1回600円上限利用3000円 *土曜日の延長保育は実施していません。						
備考			・土曜日はあおぞら多摩平保育園で合同保育を行います。 (土曜日のみ18:00まで) ・3歳からは、あおぞら多摩平保育園へ進級となります。 ・近隣には黒川清流公園があり、散策を楽しんだり、夏是水遊びを楽しみ、自然に触れ健やかな成長を見守っていきます。							
最寄駅(所要時間)	豊田駅徒歩10分									

54

●多摩平・東豊田

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
16	日野・多摩平幼稚園	認定こども園	(学)宮村学園	H20.4.1	あり	あり	なし	10台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
多摩平2-9-3			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		18	—	—	—	6	6	6	18
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	なし			7:00~9:00 17:00~18:00			
		延長保育料	無料						
		備考	・保育料とは別に上乗せ徴収があります(保育施設利用のしおり参照)。 ・入所決定通知が届き、入園ご希望の方は、事前に入園願書の購入をしてください。 ・説明会時に入園手続き(願書類の書類提出、入園準備金・施設設備費の納入)をお願いいたします。感染症対策で説明会を行わない場合、園の指定する日までに入園手続きをしてください。 ・月、金曜日や給食センターが休みの日はお弁当持参となります。 ・土日祝日、創立記念日、行事代休日、11月1日の入園受付日、年末年始はお休みです。 ・保育者の愛に包まれ、のびのびたくましく、そして優しい心を育みます。 ・子ども一人ひとりの個性を大切に、主体的に遊びが展開できる環境作りをしています。						
			最寄駅(所要時間)		豊田駅徒歩10分				

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
17	たまだいら1・2 Smile House	小規模保育事業	(学)宮村学園	H29.4.1	なし	なし	なし	10台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
多摩平2-13-30			843-1875	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
 イオンモール 多摩平の森 たまだいら1・2 Smile House		12	—	6	6	—	—	—	12
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	なし			7:00~9:00 17:00~18:00			
		延長保育料	無料						
		備考	・保育料とは別に上乗せ徴収があります(保育施設利用のしおり参照)。 土日祝日、年末年始は休園です。 ・駐車場は幼稚園と兼用です。幼稚園行事の際などは使用できない場合があります。 ・3歳からは日野・多摩平幼稚園(長時間保育の2号児として)へ進級となります。 ・設備上、大変申し訳ありませんが、大豆と小麦のアレルギーがあるお子様は受け入れができません。 ・宗教上の理由等で、食事摂取に制限があり、施設での食事提供が対応できない場合は、弁当やおやつを持参していただくことになります。予めご了承ください。 ・産休育休中でのご利用の方は、週1回のお休みをお願いしています。 ・お仕事がお休みの時は家庭保育をお願いしています。リフレッシュの場合は事前相談が必要です。 ・お子様の発達面・健康や体調面で心配なことがある方は、必ず入園希望を出される前に施設までご連絡ください。施設の設備上、受入ができない場合がございますのでご了承ください。						
最寄駅(所要時間)		豊田駅徒歩5分							

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
18	ひのめばえ保育園	小規模保育事業	(学)AppreSeed学院	H31.4.1	なし	なし	なし	2台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
東豊田2-29-1			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
843-2834		19	—	9	10	—	—	—	19
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
		延長保育料	【11H利用】 18:00~19:00 15分あたり150円 【8H利用】 7:00~9:00、17:00~19:00 15分あたり150円						
最寄駅(所要時間)		豊田駅徒歩10分	備考						
・敷地内に小庭や砂場のある明るい保育施設です。 ・少人数ですので子ども一人ひとりとしっかりむきあい、家庭的な雰囲気の中で丁寧保育しています。 ・給食は工夫をし、美味しく行事食にも力を入れています。 ・保育料とは別に上乗せ徴収があります。(保育施設利用のしおり参照) ・土曜保育は実施しておりません。・日野ふたば幼稚園が連携園で希望者は面接の上、3歳より入園できます。									

●大坂上・新町

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

●大森区
新大森

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
19	おおくぼ保育園	市立保育園	日野市	S52.4.1	なし	あり	なし	4台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
大坂上4-10-2			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		100	6	14	18	21	21	24	104	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		時間外保育	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円							
		備考	・健康・感性・認識と、友だちの中でその子らしさを育てることを大切に。							
最寄駅(所要時間)			日野駅徒歩15分							

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
20	しんさかした保育園	市立保育園	日野市	S53.4.1	なし	あり	なし	5台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
新町3-17-4			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		80	6	10	15	15	17	20	83	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		時間外保育	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円							
		備考	・日野駅近くにあり、多摩川や田畑など自然に恵まれた環境の中で おもいやりと自分で考えて行動する力をそだてます。							
最寄駅(所要時間)	日野駅徒歩10分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
21	日野保育園	私立保育園	(福)のぎく会	S26.3.10	なし	あり	なし	なし		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
新町1-5-6			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		100	9	16	18	19	19	19	100	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:01~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		延長保育料	登録料1,000円 18:01~18:30 300円 / 18:31~19:00 400円 【8H利用】 7:00~9:00 延長保育なし 17:01~18:00 30分 300円							
最寄駅(所要時間)		備考	・体力と想像を豊かに、体験と遊びから心と体を育てる子育てを。							
日野駅徒歩5分										

●日野

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
22	日野第二保育園	私立保育園	(福)菊美会	S55.3.31	なし	あり	なし	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
日野311-3		581-3788	150	12	25	25	28	30	30	150
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			8:30~16:30			
			延長時間	18:00~20:00			7:00~8:30 16:30~20:00			
			延長保育料	【8H利用】7:00~8:30 150円、16:30~18:00 150円 【8H、11H利用】18:00~20:00 400円						
			備考	・日当たりの良い広い園庭と、自然の多い環境の中で、 のびのび育ち元気で明るく頑張る子ども達を育てます。						
最寄駅(所要時間)	○日野駅/高幡不動駅バス7分 →エプソン前下車徒歩5分 ○多摩都市モノレール 甲州街道駅 徒歩10分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
23	至誠第二保育園	私立保育園	(福)至誠学舎立川	S34.2.27	なし	あり	なし	数台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
日野1183-3		581-0446	130	12	15	22	27	27	27	130
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00				
		延長保育料	18:00~18:35 300円 / 18:00~19:00 600円 (割引有：一番上のお子さんが月合計で半額) 【8H利用】7:00~9:00 / 17:00~18:00 無料							
		備考	・駐車場：8台							
最寄駅(所要時間)	甲州街道駅徒歩3分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
24	至誠あずま保育園	私立保育園	(福)至誠学舎立川	H19.4.1	なし	なし	なし	5台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日野1321-1		533-6686							
		45	6	9	9	10	9	11	54
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	18:00~20:00			7:00~9:00 17:00~20:00			
		延長保育料	18:06~15分毎 150円、月上限 6,000円						
		備考	・一時保育 月～金 8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 1歳～就学前まで。 ・生き生きとした子どもの姿を大切に主体的な自立を援助します。地域の自然環境を活かした戸外活動を展開しています。						
最寄駅(所要時間)	甲州街道駅徒歩2分								

●日野・日野本町

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
25	よつぎ日野保育園	私立保育園	(福)健生会	H31.4.1	なし	あり	なし	数台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日野1367番地		143	9	24	24	28	28	30	143
			保育時間	11時間利用		8時間利用			
				7:00~18:00		9:00~17:00			
			延長時間	18:00~20:00		7:00~9:00 17:00~20:00			
			延長保育料	単発【8H利用】7:00~8:59、17:01~18:00 30分毎 300円 【8H、11H利用】18:01~19:00: 30分毎300円 19:01~20:00: 30分毎500円 月極【11H利用のみ】 18:01~19:00: 3,000円(離乳食対応不可) ※ 月極利用は、要申請手続き 19時以降: 月極設定なし。最大料金設定あり					
			備考	・一時保育 月～金 8:30~17:00 生後3ヶ月(3~4ヶ月健診を受診したお子さん)~就学前まで。 ・広々とした園庭、光をふんだんに取り入れた園舎、ゆとりを持った保育スペースが自慢です。日野の豊かな環境の中、一人ひとりの子どもが大切に育まれる保育園を目指しています。					
最寄駅(所要時間)	甲州街道駅徒歩7分								

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
26	至誠ひの宿保育園	私立保育園	(福)至誠学舎立川	H30.4.1	なし	あり	なし	数台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日野本町2-14-1		130	9	22	24	25	25	25	130
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:15~18:15			8:45~16:45			
		延長時間	7:00~7:14 18:16~19:00			7:00~8:44 16:46~19:00			
		延長保育料	【8H利用】7:15~8:44・16:46~18:15 30分毎100円 【8H・11H利用】7:00~7:14 150円、18:16~18:45 300円、 18:46~19:00 150円 *延長保育は満1歳より利用可						
最寄駅(所要時間)		備考	・園舎は大きな屋根が特徴的な木造耐火2階建。 ・モンテッソーリ教育法の精神を取り入れた保育・教育でお子様一人一人の健全な成長発達をお手伝いします。						
			日野駅徒歩9分						

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
27	しせい太陽の子保育園	私立保育園	(福)至誠学舎立川	H18.4.1	なし	なし	なし	2台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日野本町3-3-3		60	6	10	11	12	12	12	63
			保育時間		11時間利用		8時間利用		
					7:00~18:00		9:00~17:00		
			延長時間		18:00~20:00		7:00~9:00 17:00~20:00		
延長保育料			1歳以上から利用可 15分毎 150円、1ヶ月上限 6,000円						
備考			・休日保育(日曜日・祝日) 8:30~17:00 1~5歳児 お弁当持参。 ・年末保育(12月29、30日) 8:30~17:00 1~5歳児 お弁当持参。 ・一時保育 月~金 8:30~17:00(土日・祝日年末年始を除く)1歳~就学前まで。 ・たてわり保育の中で一人ひとりの可能性を大切に保育しています。						
最寄駅(所要時間)	日野駅徒歩5分								

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

至誠いしだ保育園

万願寺保育園

●万願寺・新井・程久保

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
31	子どもの森あさかわ保育園	私立保育園	(福)貴静会	H31.4.1	なし	あり	なし	6台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
万願寺5-3-8		843-2080	120	9	20	22	23	23	23	120
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			8:30~16:30			
			延長時間	18:00~20:00			7:00~8:30 16:30~20:00			
			延長保育料	【8H利用】7:00~8:30 16:31~18:00 150円/30分 【8H、11H利用】18:01~20:00 150円/30分 ※延長保育は6ヶ月以上より利用可 ※最大料金の設定あり						
備考			・一時保育 月～金 9:00~17:00 満1歳～就学前まで。 (8:30~9:00 17:01~17:30は別途延長料金有) ・2019年4月開園の保育園です。浅川の自然に囲まれた明るく気持ちの良い環境の中、お子様の元気なパワーと笑顔のあふれる保育園を目指しております。							
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅徒歩9分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
32	あらい保育園	市立保育園	日野市	S45.4.1	なし	あり	なし	3台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
新井3-1-3		591-6132	80	—	8	12	15	21	24	80
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
			時間外保育	【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円						
			備考	・自然豊かな環境の中、家庭的な雰囲気いっぱいの保育園です。						
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅徒歩10分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
33	たかはた台保育園	市立保育園	日野市	S46.4.1	※	あり	なし	10台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
程久保650			591-2231	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		110	—	15	18	24	25	25	107
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
		時間外保育	【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円						
最寄駅(所要時間) 程久保駅徒歩7分 高幡不動駅バス5分		備考	・七生丘陵や多摩動物園が散歩コース。園庭の広い明るい保育園です。 ※父母会はありませんが、たかはた台コミュニティーという会があります。保育園と家庭を結び、親睦を図りながら、少ない負担で活動を進めて行く会です。						

●三沢・百草・新井

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
34	みさわ保育園	市立保育園	日野市	S45.5.1	あり	あり	なし	6台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
三沢200			591-6131	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		115	—	15	18	24	27	27	111
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			9:00~17:00			
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
		時間外保育	【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円						
		備考	・緑豊かな自然との触れ合いの中で、健康な体と心を育てていきます。						
最寄駅(所要時間)	百草園駅徒歩10分								

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
35	もぐさ台保育園	市立保育園	日野市	S51.5.1	※	あり	なし	7台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
百草1002-4		100	6	10	13	17	17	18	81
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
		7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
		時間外保育	1歳になる月から利用可 【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円						
		備考	・自然に恵まれた環境の中で、一人ひとりを大切にしたい温かい保育を行い、生きる力を育てていきます。 ※父母会はありませんが、クラス代表を立てて、保育園の運営に協力していただいています。						
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅バス6分								

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
36	むこうじま保育園	私立保育園	(福)菊美会	H26.4.1	なし	あり	3歳以上	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
新井3-3-20		150	12	26	28	28	28	28	150	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			8:30~16:30				
		延長時間	18:00~20:00			7:00~8:30 16:30~20:00				
		延長保育料	【8H利用】7:00~8:30 150円、16:30~18:00 150円 【8H、11H利用】18:00~20:00 400円							
		備考	・ 広い園庭と園の周辺には向島緑地や水路があり、豊かな自然環境の中 のびのびと遊び、子ども達の感性を育てます。 ・ 子どもの心身の成長に寄り添い、一人ひとりの気持ちを大切に保育 しています。 ・ 病児保育あり（P77参照）。							
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅徒歩6分									

●高幡・程久保・百草

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
37	たかはた北保育園	私立保育園	(福)菊美会	H16.4.1	あり	あり	なし	5台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
高幡507-4			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		100	10	15	22	23	23	23	116
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			8:30~16:30			
		延長時間	18:00~20:00			7:00~8:30 16:30~20:00			
		延長保育料	【8H利用】7:00~8:30 150円 / 16:30~18:00 150円 【8H、11H利用】18:00~20:00 400円						
最寄駅(所要時間)		備考	・病後児保育 月～金 8:30~17:30 (祝日・年末年始除く) 18:30までの延長保育あり 給食あり。 ・駅から近く自然に恵まれた環境の中、子ども達の個性とやる気を育てます。						
			高幡不動駅徒歩3分						

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
38	日野わかば保育園	私立保育園	(福)わかば福祉会	S56.5.1	あり	あり	2歳以上	9台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
程久保3-21-2			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		160	6	20	20	21	21	22	110
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:00~18:00			8:30~16:30			
		延長時間	18:00~19:00 (土曜なし)			7:00~8:30 16:30~19:00			
		延長保育料	満1歳以上から利用可 【8H利用】7:00~8:30、16:30~18:00 30分 100円 【8H、11H利用】18:00~19:00 30分 400円 19:00(土曜18:00)以降 30分 2,000円						
		備考	・京王線は徒歩3分、モノレール線は徒歩8分で通園通勤が便利。 ・緑豊かな広い運動場と明るい園舎2棟の教育・保育環境。 ・小学校入学に向けて適正発達の楽しい実体験教育・保育。 ・おいしい園内調理の昼食とおやつ。 ・入園前に当園の就園時診断書（医師記載有料あり）により安全保育。						
最寄駅(所要時間)	多摩動物公園駅徒歩2分								

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
39	百草台幼稚園	認定こども園	(学)百草台学園	H31.4.1	あり	あり	あり	7台	
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数						
百草999百草台団地2-5-4			591-1729	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		20	—	—	—	6	7	7	20
		保育時間	11時間利用			8時間利用			
			7:30~18:30			8:00~16:00			
		延長時間	なし			7:30~8:00 16:00~18:30			
		延長保育料	【8H利用】 7:30~8:00 150円、16:01~17:00 200円 17:01~18:00 400円、18:01~18:30 600円						
最寄駅(所要時間)		備考	・保育料とは別に上乗せ徴収があります(保育施設利用のしおり参照)。 ・弁当…4月全日、5月の火曜・水曜、6月以降の水曜、長期休暇中。 ・給食…5月は月・木・金の週3回、6月～(8月除く)は、月・火・木・金の週4回。 * 4月と長期休暇中に限り、希望者は実費で給食注文可能です。 ・土曜保育は実施していません。 ・「がまんとおもいやり」大好きな遊びの中でやさしさとたくましさを育てます。						

●百草・平山

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
40	マジオたんぽぽ保育園日野ルーム	小規模保育事業	(株)マジオネット多摩	H27.4.1	なし	なし	なし	なし		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
百草193		594-5023	19	—	9	10	—	—	—	19
 マジオたんぽぽ保育園 日野ルーム マジオドライバース スクール多摩校			保育時間	11時間利用			8時間利用			
			延長時間	7:00~18:00			7:00~18:00の間で個別対応			
				18:00~19:00			7:00~19:00までの間			
			延長保育料	30分400円						
			備考	・3歳からはみさわ保育園、又はもぐさ台保育園へ進級となります。						
最寄駅(所要時間)	百草園駅徒歩2分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
41	みなみだいら保育園	市立保育園	日野市	S46.12.20	あり	あり	なし	8台		
住所		電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数						
平山4-20-1		591-2468		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
			110	—	14	18	24	27	25	108
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:00~19:00			7:00~9:00 17:00~19:00			
			時間外保育	【8H利用】7:00~9:00、17:00~18:00 1回各200円 月額各500円 【8H、11H利用】18:00~19:00 1回700円 月額2,500円						
備考			・恵まれた自然豊かな環境の中で、日々楽しく和気あいあいと保育しています。							
最寄駅(所要時間)	南平駅徒歩10分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
42	栄光平山台保育園	私立保育園	(福)栄光会	H21.4.1	なし	あり	3歳以上	あり		
住所		電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数						
平山2-1-1		592-2345		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
 ↑ 平山橋方面 平山台健康・市民支援センター 栄光平山台保育園			47			11	12	12	12	47
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			9:00~17:00			
			延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00			
			延長保育料	【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり						
備考			- 平山城址公園に近く、自然豊かな環境の中で、のびのびとした保育を行っています。 - 本園は、令和10年度末で閉園(予定)となります。							
最寄駅(所要時間)	平山城址公園駅徒歩20分									

●平山・南平・上田

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
43	栄光保育園	私立保育園	(福)栄光会	S55.4.1	なし	あり	3歳以上	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
平山5-7-11		106	13	22	22	21	22	22	122	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00				
		延長保育料	※満1歳から利用可 【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり							
		備考	・明るく強くのびのびと、心も体も健康に！笑顔で優しく丁寧に保育します。							
最寄駅(所要時間)	平山城址公園駅徒歩5分									

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場			
44	つくしんぼ保育園	私立保育園	(福)つくしんぼ保育園	S46.8.1	なし	あり	3歳以上	13台			
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数								
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
南平5-8-2		591-6153	100	12	16	18	18	18	18	100	
			保育時間	11時間利用			8時間利用				
				7:00~18:00			8:30~16:30				
			延長時間	18:00~19:00			7:00~8:30 16:30~19:00				
			延長保育料	1歳児クラスより 30分400円 ※土曜日は延長保育を実施していません。							
			備考	・南平の住宅地の中で、静かな保育環境です。広い園庭には、畑や実のなる植物もあり、自然と触れ合いながらのびのびと遊びます。							
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅徒歩17分										

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
45	上田せせらぎ保育園	私立保育園	(福)貴静会	H30.4.1	なし	あり	なし	10台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
大字上田488-2		843-1722	120	9	20	22	23	23	23	120
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			8:30~16:30			
			延長時間	18:00~20:00			7:00~8:30 16:30~20:00			
延長保育料			【8H利用】7:00~8:30 16:31~18:00 150円/30分 【8H、11H利用】18:01~20:00 150円/30分 ※延長保育は6ヶ月以上より利用可 ※最大料金の設定あり							
備考			・子ども一人ひとりの生きる力を育み、未来に夢や希望を持てるよう 家庭、地域社会と連携して保育を行います。 ・一時保育あり（P73参照）、子育て支援活動も行います。							
最寄駅(所要時間)	高幡不動駅徒歩18分									

●南平・平山

※令和7年4月 在籍可能人数は、空き情報ではありません

平山5-8-8

栄光ひまわり保育園

北野街道

平山城址公園駅徒歩4分

施設名		区分	設置主体		開設	父母会	園庭	制服	駐車場	
46	栄光ひまわり保育園	小規模保育事業	(福)栄光会		H29.10.1	なし	なし	なし	あり	
住所	電話	定員	令和7年4月 在籍可能人数							
平山5-8-8	506-9470		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
		19	3	8	8	—	—	—	19	
		保育時間	11時間利用			8時間利用				
			7:00~18:00			9:00~17:00				
		延長時間	18:01~20:00			7:00~9:00 17:01~20:00				
		延長保育料	※満1歳から利用可 【8H利用】7:00~9:00 17:01~18:00 200円/1時間 【8H、11H利用】18:01~20:00 500円/1時間 ※最大料金の設定あり							
最寄駅(所要時間)		備考	・7~8時半、18時~20時、土曜日は栄光保育園で合同保育を行います。 ・3歳からは、ひらやま保育園へ進級となります。							

地図番号	施設名	区分	設置主体	開設	父母会	園庭	制服	駐車場		
47	ののほな保育園	小規模保育事業	個人	H27.4.1	なし	あり	なし	2台		
住所		定員	令和7年4月 在籍可能人数							
電話			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
南平7-22-29		511-3436	10	—	5	5	—	—	—	10
			保育時間	11時間利用			8時間利用			
				7:00~18:00			7:00~18:00の間で個別対応			
			延長時間	18:00~19:00			7:00~19:00までの間			
			延長保育料	11時間利用については 18:00~18:30まで無料 18:31~19:00まで1回300円 8時間利用については30分300円 ※どちらも上限月3,000円						
備考			・敷地内に小庭あり。 ・休日保育(日曜日・祝日)・・・1~2歳児 給食あり。 ・3歳からは、みなみだいら保育園へ進級となります。 ・駐車スペースは敷地内に1台分、近くの駐車場に1台分あり。							
最寄駅(所要時間)	南平駅徒歩2分									

※一部の保育施設においては、下記により、定員を越えて受入れしている場合がございます。待機児童の解消等を目的に、職員配置基準及び面積基準を遵守した上で、各施設にご尽力いただいているものですので、ご理解の程お願いいたします。

●定員の弾力化

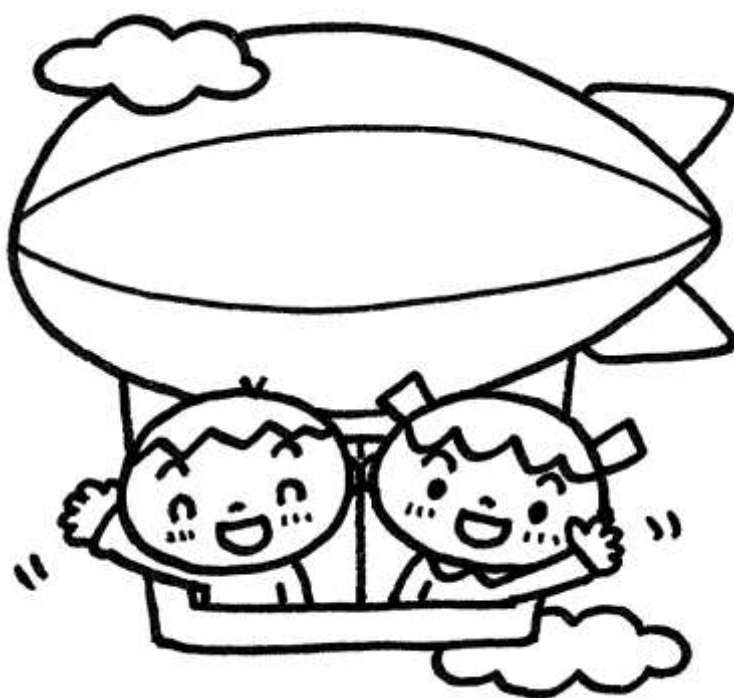
- ・待機児童の解消等のために、定員を越えて入所できるように柔軟に調整したものです。
- ・弾力化した結果を踏まえて、募集人数が設定されています。

●緊急1歳児受入事業

- ・保育所の空きスペースや空き定員を活用し、待機児童となっている1歳児を、1年間継続的に受け入れる事業です。
- ・4月入所で入所保留となった方に個別にご案内しています。



認可外保育施設について



20. 認可外保育施設について

認証保育所 ※利用申込は直接保育施設へ

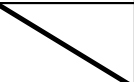
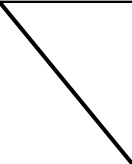
クラス年齢 (類型)	地図	施設名	設置主体	定員	受入 月齢	給食	所在地	電話番号	開所時間
0歳～5歳 (A型)	A	第四暁愛児園	(株) 暁コーポレーション	40	8週～	あり (施設で調理)	旭が丘3-1-3	583-3939	7:00～20:00
	B	ピノキオ幼児舎 富士ライフ豊田園	富士ライフケア ネット(株)	120	8週～		多摩平1-14-97	589-6566	7:00～20:00
	C	第三暁愛児園	(株) 暁コーポレーション	40	8週～		多摩平2-5-1 クレヴィア豊田多摩平の森 RESIDENCE 1階	583-4152	7:00～20:00
	F	日野プチ・クレイシュ	(株) こどもの森	40	3か月～		日野本町3-10-3 ケービーエムビル2F	582-2224	7:00～20:00
	G	さわらび保育園	一般社団法人 さわらび会	40	4か月～		日野本町4-27-5	581-0731	6:30～19:30
	H	第二暁愛児園	(株) 暁コーポレーション	40	8週～		栄町1-43-3	581-3590	7:00～20:00
	I	京王キッズプラッツ高幡	(株) 京王子育てサポート	40	8週～		高幡1009-4 京王アンフィールド高幡2階	593-5550	7:00～20:00
0歳～2歳 (B型)	D	暁愛児園	個人	29	8週～		多摩平3-28-10	583-8713	6:30～19:30
	E	金子ベビーホーム	個人	18	8週～		多摩平6-16-9	581-5387	7:00～20:00

その他の認可外保育施設については、市ホームページよりご確認ください。
 トップページ>子育て・教育>保育園と幼稚園>保育園への入園(このページ内「保育園の情報」)>日野市内保育施設の一覧表

.....

認証保育所を利用している方へ補助金を支給します

以下の表のとおり、(認証保育所等) 保護者補助金・施設等利用費を支給します。

クラス年齢	住民税 課税・非課税	保育の必要性 の認定※	補助額等
0歳～2歳	住民税 課税世帯		市民税所得割額に応じて、保護者補助金を支給します。 詳しくは次ページをご参照ください。
	住民税 非課税世帯	あり	「認可外保育施設等を利用している方への補助金について」(P70)へ
		なし	市民税所得割額に応じて、保護者補助金を支給します。 詳しくは次ページをご参照ください。
3歳～5歳		あり	「認可外保育施設等を利用している方への補助金について」(P70)へ
		なし	市民税所得割額に応じて、保護者補助金を支給します。 詳しくは次ページをご参照ください。

※ 保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けるためには手続きが必要です。

- <補助対象者>** 以下のすべてに当てはまる方
 - ・日野市に住民登録があり、認証保育所に子どもを預けている保護者であること。
 - ・当該月の保育料を施設に納入していること。

<保護者補助金の申請について>
 申請のご案内や必要な書類は、入園後、施設を通して配布します。

<支給時期>
 4月分から7月分を9月に、8月分から11月分を1月に、12月分から3月分を5月に、保護者の口座に振り込みます。

この補助金は東京都の補助制度を活用しています。東京都の補助制度は単年度毎に審議されるものであるため、制度が変更になった場合には、市の補助制度も変更となる場合があります。

補助金額一覧表

対象は、認証保育所を利用している、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けていない方です。（前ページ参照）

注意 令和6年度の補助額です。 令和7年度については補助額が変更となる場合があります。

令和6年4月時点

世帯の区分			多子区分			
			第 1 子		第 2 子 以 降	
階 層	市民税等による定義		0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
A	生活保護世帯		52,000	46,000	52,000	46,000
B	住民税非課税世帯					
C	住民税均等割のみ課税世帯					
D1	階 層 を 除 き、 市 民 税 所 得 割 課 税 額 が O 円 以 上 の 世 帯	56,500円未満	47,000	42,000		44,000
D2		56,500円以上 63,500円未満	45,000	41,000		43,000
D3		63,500円以上 71,000円未満	43,000	39,000		42,000
D4		71,000円以上 89,000円未満	41,000	38,000		42,000
D5		89,000円以上 107,500円未満	38,000	36,000		41,000
D6		107,500円以上 127,000円未満	34,000	34,000		40,000
D7		127,000円以上 145,000円未満	30,000	32,000		39,000
D8		145,000円以上 162,500円未満	27,000	30,000		38,000
D9		162,500円以上 180,500円未満	23,000	29,000		37,000
D10		180,500円以上 198,500円未満	19,000	27,000		36,000
D11		198,500円以上 216,500円未満	17,000	26,000		36,000
D12		216,500円以上 234,500円未満	15,000	25,000		35,000
D13		234,500円以上 258,500円未満	14,000	25,000		35,000
D14		258,500円以上 273,500円未満	13,000	24,000		35,000
D15		273,500円以上 289,000円未満	11,000	24,000		35,000
D16		289,000円以上 303,500円未満	10,000	23,000		34,000
D17		303,500円以上 333,500円未満	9,000	22,000		34,000
D18		333,500円以上 363,500円未満	9,000	22,000		34,000
D19		363,500円以上 393,500円未満	8,000	21,000		33,000
D20		393,500円以上 549,500円未満	7,000	21,000		33,000
D21		549,500円以上	7,000	20,000		33,000

＜注意事項＞

1. 実際に納付した保育料（延長保育料を除く）が補助額を下回っている場合は、当該保育料の額を上限とします。
2. 「第1子」とは、保護者等に監護される者であって、かつ保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者であると市長が認めた者をいう。
「第2子以降」とは、保護者等に監護される者であって、かつ保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者であると市長が認めた者をいう。
3. 補助区分は、児童の父と母のそれぞれの現年度の市民税所得割額を合算した額に基づき決定します。ただし、父母ともに市民税非課税であり、なおかつ同居の祖父母がいる場合は、祖父母のうち税額の高い者の税額で決定します。
4. 市民税所得割額について、調整控除を除く各種税額控除前の税額から、定額減税額を控除した額を算定の根拠とします。
5. 保護者が里親の場合は、補助金額が変更になる場合がありますので、里親認定通知書を保育課に提出してください。

認可外保育施設を利用している方への補助金について

認可外保育施設等を利用している方へ補助金を交付します。交付を受けるためには、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける手続きが必要です。また、利用施設に応じて条件等が異なります。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

<対象施設>

○認証保育所	○ベビーシッター等の認可外保育施設（企業主導型保育事業は除く）
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業

- ・ファミリー・サポート・センターは、「預かり」又は「預かり及び送迎」の事業が対象となります。
- ・通園送迎費や行事費などは、保護者負担となります。
- ・対象施設は、施設のある市区町村から確認を受け公示された認可外保育施設に限ります。
（対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。
基準を満たしていない施設については補助対象外となりますのでご注意ください。）

<補助対象者>

補助制度	対象となる条件
幼児教育無償化の施設等利用費	次の①から③のすべてに当てはまる方 ① 日野市に住民登録があり、保育所や認定こども園等を利用していない方で、認可外保育施設等を利用している。 ② 月48時間以上保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けている、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯 及び 3～5歳児クラスの世帯 ③ 当該月の保育料等を施設に納入していること。
認証保育所等保護者補助金	上記①～③に加え、④に当てはまる方 ④ 認証保育所・認可外指導監督基準を満たしている施設を利用している。

<補助金額>

利用施設	クラス年齢	
	0～2歳（住民税非課税世帯）	3～5歳
・認証保育所 ・指導監督基準を満たしている認可外保育施設	67,000円／月上限 (施設等利用費 42,000円 + 保護者補助金 25,000円)	57,000円／月上限 (施設等利用費 37,000円 + 保護者補助金 20,000円)
その他の施設	42,000円／月上限	37,000円／月上限

※実際に納付した保育料が補助額を下回っている場合は、当該保育料の額を上限とします。

<申請について>

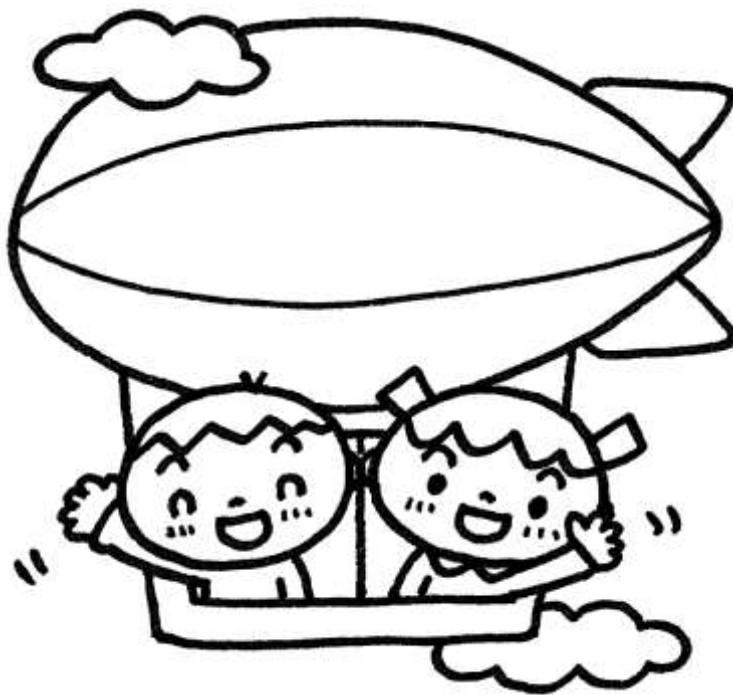
- 幼児教育無償化の施設等利用費
保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方に、市よりご案内します。
- 認証保育所等保護者補助金
入園後、施設を通して、ご案内や必要な書類を配布します。

<支給時期>

4月分から7月分を9月に、8月分から11月分を1月に、12月分から3月分を5月に、保護者の口座に振り込みます。

※認証保育所等保護者補助金は東京都の補助制度を活用しています。東京都の補助制度は単年度毎に審議されるものであるため、制度が変更になった場合には、市の補助制度も変更となる場合があります。

保育関連施設について



21. 保育関連施設について

令和6年9月1日現在

【一時保育(一時預かり事業)】※幼児教育無償化の対象施設となります。

幼児教育無償化の詳細は保育課にお問い合わせください。

リフレッシュ、通院、出産、その他の事由により一時的にお子さんを保育します。

一時保育実施施設により料金、利用条件、支払方法、登録面接等の設定が異なりますので、各施設へお問い合わせください。また、世帯状況により利用料等の減免制度があります。

詳細は子ども家庭支援センター（TEL：042-506-2151）にお問い合わせください。

(1) 日野市立地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」

所在地：日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階 一時保育室

TEL 042-589-1393

保育曜日・時間：月～土 8:30～17:00（7:00～18:00まで延長可能）

※休館日：日曜・祝日・年末年始・ふれあい館休館日（全館清掃・設備点検）

対象児：0歳児（生後3か月～3・4か月健診を受診したお子さん）～就学前まで

利用料：登録料 2,000円（1年有効・更新料 1,000円）

※ご利用希望者は登録申請・面接を行ってください。

登録面接予約用 TEL 042-589-1395

保育料（下表参照）

	0歳児	1歳児	2歳以上
通常時間 8:30～17:00		400円/30分	200円/30分
通常時間 9:00～16:30	500円/30分		
早朝 7:00～8:30		600円/30分	300円/30分
夕方 17:00～18:00		600円/30分	300円/30分

※利用時間は原則3時間以上です。（0歳児は原則3時間以内）

※年齢に応じて、利用時間をご相談させていただきます。

※昼食は宅配弁当（実費負担）となります。ご家庭からのご持参も可能です。

予約・申込：原則として1か月～1週間前の正午までに電話での利用申込。

※利用状況により、利用希望当日での受入れが可能な場合があります。詳細はお問い合わせください。（問い合わせ時間 9:00～17:00）

(2) しせい太陽の子保育園

所在地：日野市日野本町3-3-3 TEL：042-586-6433

保育曜日・時間：月～金 8:30～17:00（7:00～19:00まで延長可能）

※7:00～8:30、17:00～19:00の時間は別途延長料金がかかります。

※土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。

対象児：1歳～就学前まで

利用料：登録料 2,000円（1年有効・更新料 1,000円）

保育料 満1歳 30分 400円（1回最低保育料 2,400円）

満2歳以上 30分 200円（1回最低保育料 1,200円）

予約・申込：2か月前～1週間前までに同園へ

※事前登録制（面接）・予約が必要です。詳細は施設にお問い合わせください。

※至誠あずま保育園としせい太陽の子保育園のどちらかで一時保育登録をしていただくと、2園共通でご利用いただけます。

(3) 至誠あずま保育園

所在地：日野市日野1321-1 TEL：042-533-6686
保育曜日・時間：月～金 8:30～17:00（7:00～19:00まで延長可能）

※7:00～8:30、17:00～19:00の時間は別途延長料金がかかります。
※土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。

対象児：1歳～就学前まで

利用料：登録料 2,000円（1年有効・更新料 1,000円）
保育料 満1歳 30分 400円（1回最低保育料 2,400円）
満2歳以上 30分 200円（1回最低保育料 1,200円）

予約・申込：2か月前～同園へ

※至誠あずま保育園としせい太陽の子保育園のどちらかで一時保育登録をしていただくと、2園共通でご利用いただけます。

(4) 上田せせらぎ保育園

所在地：日野市上田488-2 TEL：042-843-1722
保育曜日・時間：月～金 9:00～17:00（8:30～17:30まで延長可能）

※8:30～9:00、17:01～17:30の時間は別途延長料金がかかります。
※土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。

対象児：満1歳～就学前まで

利用料：登録料 2,000円（1年有効・更新料 1,000円）
保育料 満1歳 30分 400円（1回最低保育料 400円）
満2歳以上 30分 200円（1回最低保育料 200円）
＊7時間1分以上 3,000円

予約・申込：1か月前～1週間前までに同園へ

※子どもの森あさかわ保育園と上田せせらぎ保育園のどちらかで一時保育登録をしていただくと、2園共通でご利用いただけます。

(5) 子どもの森あさかわ保育園

所在地：日野市万願寺5-3-8 TEL：042-843-2080
保育曜日・時間：月～金 9:00～17:00（8:30～17:30まで延長可能）

※8:30～9:00、17:01～17:30の時間は別途延長料金がかかります。
※土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。

対象児：満1歳～就学前まで

利用料：登録料 2,000円（1年有効・更新料 1,000円）
保育料 満1歳 30分 400円（1回最低保育料 400円）
満2歳以上 30分 200円（1回最低保育料 200円）
＊7時間1分以上 3,000円

予約・申込：1か月前～1週間前までに同園へ

※子どもの森あさかわ保育園と上田せせらぎ保育園のどちらかで一時保育登録をしていただくと、2園共通でご利用いただけます。

(6) よつぎ日野保育園

所在地：日野市日野1367 TEL：042-587-1151
保育曜日・時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施しておりません。

対象児：生後3か月（3・4か月健診を受診したお子さん）～就学前まで

※食物アレルギーのあるお子さんはお預かりできません。

利用料：登録料 2,000円（年度内有効・更新料 1,000円）
保育料 0歳児 30分 500円（1回最低保育料 3,000円）
1歳児 30分 400円（1回最低保育料 2,400円）
2歳児以上 30分 200円（1回最低保育料 1,200円）

予約・申込：1か月前～1週間前までに同園へ

(7) 0歳児ステーションおむすび

所在地：日野市高幡1011 福祉支援センター内 TEL：042-599-7091

保育曜日・時間：月・火・木・金 9:00～16:30

※水曜・土曜・日曜・祝日・年末年始は一時保育を実施していません。

対象児：3・4か月健診を受診したお子さん～1歳未満まで

利用料：30分500円（原則3時間以内）

※3時間以上を希望の場合は要相談。

予約・申込：1か月から1週間前までに同ステーションへ

(8) ぽかぽか保育園豊田園

所在地：日野市豊田3-32-30 フォルトゥーナ1F TEL：050-3822-2657

保育曜日・時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30まで（平日のみ）

対象児：生後6か月～5歳児

利用料：登録料 無料

保育料 0歳児 1日 3,500円

1歳児以上 1日 3,000円 別途時間ごとに料金あり。定額利用も可

※給食費（離乳食210円/幼児食 2歳児まで350円 3歳児以上450円）

おやつ（0歳児50円、1歳児以上200円、3歳児以上250円）の実費負担あり

予約・申込：ご利用希望者は事前に登録面接と見学を行ってください。

詳細は同園へ

※オムツ廃棄代(50円)実費負担でかかります。

※園費 2歳児まで40円、3歳児以上55円

【一時預かり】※幼児教育無償化の対象施設ではありません。

(1) 日野市立次世代育成型子育てひろば平山「ぽかぽか」

所在地：日野市平山5-18-2「平山季重ふれあい館2階」 TEL：042-591-7812

対象児：日野市在住の満1歳～5歳までの年齢で、「ぽかぽか」を利用したことがあるお子さん

利用日時：火～金の10:00～15:00（祝日・年末年始は除く）

30分～2時間まで（30分単位の利用可）

利用方法：電話または来所にて、2週間前から利用日の前日までに申込み

（空きがあれば当日ご利用可）

利用料：満1歳～2歳未満 30分400円

2歳～5歳 30分200円

(2) エール（日野市発達・教育支援センター）一時預かり事業「どれみ」

所在地：日野市旭が丘2-42-8

利用日時：月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）

対象児：以下の①～④のすべての要件に該当する未就学児

①2歳以上

②日野市に居住している

③障害があったり、発達に遅れや偏りがある（*のいずれかに当てはまる）

※エールを現在利用している

※障害者手帳（身体・愛の手帳・精神）を所持している

※障害福祉サービス受給者証または通所受給者証の交付を受けている

※医師等の意見書などで、要件に該当していると判断される

④医療ケアの必要がなく、健康状態が安定している など

利用料金：30分200円（世帯状況により減免制度あり）

利用方法：事前に面接、登録が必要。予約制

※詳細はお問い合わせください。 TEL：042-589-8877

障害があったり、
発達に遅れや偏りが
ある未就学児を一時的に預かります。

【ショートステイ】

家庭における児童の養育が困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業です。

実施施設：至誠学舎立川 立川市錦町6-26-15

対象児：2歳～小学校6年生まで

利用料：1日 3,000円（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は500円）

利用中に要した食費、医療費等の諸費用は利用者負担

利用期間：1利用につき7日間まで

※利用希望者は事前に子ども家庭支援センターでの面接と施設見学が必要になります。

利用申請・問い合わせ：子ども家庭支援センター TEL：042-506-2152

問い合わせ時間：9：00～17：00

【トワイライトステイ】

家族の入院、勤務での残業などで一時的に保育ができないときに子どもを夕方から夜まで預かる事業です。

（1）日野市立地域子ども家庭支援センター多摩平『はぴはぴ』

所在地：日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階 トワイライトステイ室

保育曜日・時間：月～土 18：00～22：00

※休館日：日曜・祝日・年末年始・ふれあい館休館日（全館清掃・設備点検）

対象児：1歳～小学校6年生まで

利用料：1回 1,000円（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は300円）

夕食の実費負担あり

移送費：1回 400円（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は免除）

※利用希望者は登録申請・面接を行ってください。登録無料（当該年度有効）。

登録面接予約：TEL 042-589-1395

利用申込・問い合わせ：原則として1カ月～1週間前の正午まで電話での利用申込。

TEL 042-589-1393

※利用状況により、利用希望日前日まで受入れ可能な場合があります。詳細はお問い合わせください。（問い合わせ時間 9：00～17：00）

【休日保育（日曜日・祝日）】

（1）しせい太陽の子保育園

所在地：日野市日野本町3-3-3 TEL：042-586-6433

実施：日曜日・祝日 8：30～17：00

対象：市内在住で保育園等に在籍している児童（1歳～5歳児クラス）

利用料：有料（一部無料）認可保育所以外有料

給食：なし。お弁当持参。

※事前登録制（面接）・予約が必要です。詳細は施設にお問い合わせください。

（2）ののはな保育園

所在地：日野市南平7-22-29 TEL：042-511-3436

実施：日曜日・祝日 7：00～19：00

対象：市内在住で保育園等に在籍している児童（1歳～2歳児クラス）

利用料：有料（一部無料）

給食：あり。（アレルギーについては別途相談）

※事前登録制（面接）・予約が必要です。詳細は施設にお問い合わせください。

【年末保育】

■しせい太陽の子保育園

所在地：日野市日野本町3-3-3 TEL：042-586-6433

実施：12月29・30日 8:30~17:00

対象：市内在住で保育園等に在籍している児童（1歳~5歳児クラス）

利用料：認可保育所以外有料

給食：なし。お弁当持参。

※事前登録制（面接）・予約が必要です。詳細は施設にお問い合わせください。

【保育援助】

■日野市ファミリー・サポート・センター

手助けが必要な方（依頼会員）と、手助けができる方（提供会員）が登録（無料）をし、助け合う有償ボランティア活動です。

登録はファミリー・サポート・センターの2つの事務所で受け付けています。

- ・日野市ファミリー・サポート・センターたまだいら（TEL：042-589-7616）

所在地：日野市多摩平2-9 多摩平の森ふれあい館2階

- ・日野市ファミリー・サポート・センターたかはた（TEL：042-599-7616）

所在地：日野市高幡1011 日野市立福祉支援センター内

●保育援助

対象：生後3か月~小学校6年生

内容：保育施設までの送迎や保育施設・学童クラブ終了後などの保育、保育者の病気や保護者会・法事等、外出の際の保育など。

謝礼金：平日7:00~19:00 1時間850円（30分のみの場合500円）

上記以外 1時間1,100円（30分のみの場合600円）

※詳細はお問い合わせください。（問い合わせ時間 9:00~17:00）

【病児・病後児保育】

（1）病児保育室ひよこハウス（病児・病後児保育室）

佐々木クリニック多摩平併設保育室

所在地：日野市多摩平1-8-10 TEL：042-585-2755

保育時間：月~金（祝日・夏季休業日・年末年始除く）8:30~17:30

※8:15からの早預かりと18:30までの延長保育あり。

利用料金：市内在住者は1日3,000円（市外1日5,000円）

※生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯は無料

※早預かりと延長保育は別途料金

利用方法：事前登録制（登録料：2,000円、毎年度の登録更新は不要です。）

※原則前日予約。空きがあれば当日も可。

※キャンセル連絡は前日17時まで、それ以降はキャンセル料発生。

※ご予約には医師連絡票が必要です。

※発病当日から利用できます。はしか、インフルエンザ、コロナウイルス感染症以外の各種感染症等も隔離室が空いていれば可。

（保育室は小児診察室の隣です。）

※昼食と午後のおやつ等は持参してください。

(2) たかはた北保育園（病後児保育室）

所在地：日野市高幡507-4 リーデンススクエア高幡不動1階

TEL：042-591-5003

保育時間：月～金（祝日・年末年始除く）8:30～17:30

※18:30 までの延長保育あり

利用料金：市内在住者は1日3,000円（市外1日6,000円）

※生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯は無料

※延長保育料は30分毎に500円

利用方法：事前登録制（登録料：2,000円、毎年度の登録が必要です。）

※事前登録受付時間：平日9:00～16:00

利用申込 前日8:30～20:00 当日7:00～9:30

※たかはた北保育園とむこうじま保育園を同日同時登録した場合、登録料は3,000円となります。
（各園1,500円）

※兄弟姉妹で登録される場合、2人目以降の登録料は無料です。

※麻疹や水痘など登園許可証が必要な病気は、許可証が出てから利用となります。

また、インフルエンザは発症した後5日経過し、かつ解熱後3日を経過してから利用できます。

※回復期にある児童が利用できます。※症状や状態に合わせた給食があります。

(3) むこうじま保育園（病児保育室 ポノポノ）

所在地：日野市新井3-3-20 TEL：042-599-5561

保育時間：月～金（祝日・年末年始、嘱託医の休診日を除く）8:30～17:30

※18:30 までの延長保育あり

利用料金：市内在住者は1日3,000円（市外1日6,000円）

※生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯は無料

※延長保育料は30分毎に500円

利用方法：事前登録制（登録料：2,000円、毎年度の登録が必要です。）

※事前登録受付時間：平日9:00～16:00

利用申込 前日8:30～18:30 当日7:30～9:30

（空きがあれば当日も可）

※たかはた北保育園とむこうじま保育園を同日同時登録した場合、登録料は3,000円となります。
（各園1,500円）

※兄弟姉妹で登録される場合、2人目以降の登録料は無料です。

※治癒報告書や登園許可証が必要な疾病（一部を除く）や高熱の際も利用することができます。

※症状や状態に合わせた給食があります。

※詳しくは、むこうじま保育園ホームページをご覧ください。

(4) ぽかぽか保育園豊田園（病児保育室）

所在地：日野市豊田3-32-30 フォルトゥーナ1F TEL：050-3822-2657

保育時間：月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:30

利用料金：0歳児 1日 3,500円

1歳児以上 1日 3,000円

※詳細は施設にお問い合わせください。

利用方法：事前登録制（登録料不要）

※事前登録受付時間：平日9:00～17:00 ※見学時間は平日のみ

※ご利用前に受診頂き、問診票と医師連絡票をご準備ください。

※ご利用の際には、問診票、医師連絡票、与薬依頼書、母子健康手帳、保険証、乳児医療証等、その他詳しくは施設にお問い合わせ頂き、ご持参ください。

※病気の種類や症状により、お預かりできない場合があります。

※ぽかぽか保育園豊田園は、事業者が独自事業として実施している病児保育施設です。